第１９期舞鶴市議会活動基本計画（平成27年12月～28年11月）の実績等について

別紙３

	通し No.	基本計画の項目（内容）	平成２８年　（平成27年12月～平成28年11月）決　定　事　項　等	平成２８年実績（平成27年12月～平成28年11月） 協議日	結果
１市民に開かれた議会	１	(1) 意見交換会の検討 市民又は市民団体との意見交換会の検証を行った上で、次の意見交換会について検討します。	●平成27年に引き続き、意見交換会を実施 ●意見交換会の方向性や運営方法の改善等について検証 平成29年の意見交換会の方向性や運営方法の改善等については、別紙４の意見が出されたことを十分踏まえた上で、検討されたい。 ≪内容≫ ▪テーマ、対象団体等については、３ページを参照 ・７月に市内団体等との意見交換会を４つの常任委員会を単位とした４班編成で実施 ・意見交換会の結果を９月定例会の質問、決算審査のほか、10月に実施する「舞鶴市総合計画後期実行計画」及び「個別計画」を監視する委員会にも生かすこととして実施 ・情報を共有するため、議員の積極的な傍聴を確認して実施 ・意見交換会の実施結果を報道機関、市議会だより、市議会ホームページで公開。各座長から担当部長へ提出 ＊参考＊ 舞鶴市議会意見交換会実施要領　（平成28年１月13日議会運営委員会決定） １　目的 意見交換会は、意見交換を通じて様々な分野の情報や課題を共有することにより、舞鶴市議会(以下「議会」という。)及び議員の政策提案機能の強化、拡大を図るとともに、市民に対して議会活動を広報・広聴する機会とするために開催する。 ２　対象 議会が意見交換会を行う対象は、市民もしくは市民の中で構成されている団体など市政推進にあたり協力関係にあり、かつ、組織的に活動している団体とする。 ３　開催時期等 議長は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催するものとする。 ４　班編成 意見交換会を行うときの班編成は、基本的に常任委員会の構成に基づくものとする。 ただし、議長は除くものとする。	【実施】 7/13・19・20・21 【協議等】 12/8 12/18 1/13 3/25 6/10 7/28 8/24 10/28	実施 （工程H28当初実施）

５　内容

⑴　意見交換会は、テーマを設けて開催し、議会の活動報告も行うものとし、次第は概ね次のとおりとする。
なお、時間は１時間３０分から２時間程度とする。

①　挨拶（対象団体代表、議会）

②　意見交換

⑵　意見交換会のテーマは、対象団体と調整の上、議会運営委員会において決定するものとする。

⑶　議会の活動報告は、資料を作成し、挨拶の中で行う。

６　資料

資料は、既存資料を活用するものとし、各班代表者で協議して、対象団体への配付用資料及び議員用資料を準備する。

７　役割分担

⑴　それぞれの意見交換会の運営は、各班の議員で行い、司会進行、議会活動報告(挨拶)、記録、報告書作成などを分担する。

⑵　開催に当たっては、運営方法を班代表者が対象団体と協議する。

⑶　開催日程の調整及び資料印刷等の準備は事務局で行う。

８　開催の周知方法

ホームページ、市議会だより、広報まいづる、案内チラシに開催場所、日時、テーマ、対象団体等を掲載して周知する。

９　実施後の報告

⑴　意見交換会終了後、速やかに班から議長に報告書を提出する。なお、報告書は、意見交換の内容、出された意見要望等について、要点を簡潔に整理して作成するものとする。

⑵　市議会報には意見交換会を実施した旨、及びその概要を簡略に記載する。

⑶　意見交換会の実施結果については、ホームページで公開する。

10　意見要望の対応方法

⑴　意見交換会で出された意見要望は、議員全員でその情報を共有する。

⑵　提出された意見要望の対応は、各班で行い、必要に応じて対象団体に報告する。

⑶　議会として対応すべき意見要望がある場合は、その意見要望を各班から議長に提出し、議長において、その対応方法を検討する。

⑷　当局に伝えるべき案件は、当局にその内容を報告する。

11　運営方法の改善等の検討

各班代表者で協議し、議会運営委員会で決定する。

12　公開の取り扱い

原則として、公開とする。

13　その他

実施要領に記載のほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

平成 28 年舞鶴市議会意見交換会について

・　内容等　　※桐野正明議長は、オブザーバー

班名	参加議員	テーマ	対象団体等	開催日時	会場
総務文教班	岸田圭一郎（座長） 後野　和史 杉島　久敏 高橋　秀策 西村　正之 眞下　隆史	子どもたちの夢達成に向けたサポートについて	舞鶴市ＰＴＡ連絡協議会 参加者：８人 ※オブザーバーとして城北及び加佐中学校校長が出席	7 月 19 日(火) 午後 6 時 30 分～	舞鶴市役所 本館４階 議員協議会室
経済消防班	谷川　眞司（座長） 伊田　悦子 伊藤　清美 今西　克己 上野　修身 松岡　茂長 松田　弘幸	商店街の振興について	東舞鶴商店街連盟 舞鶴商工振興会 舞鶴クリエイティブアソシエーション ＫＯＫＩＮ 参加者：８人	7 月 20 日(水) 午後 7 時～	舞鶴市役所 本館４階 議員協議会室
民生環境班	和佐谷　寛（座長） 上羽　和幸 尾関　善之 亀井　敏郎 小杉　悦子 鯛　　慶一 山本治兵衛	よりよい保育環境づくりについて	舞鶴市民間保育園連盟 参加者：12 人	7 月 21 日(木) 午後３時～	舞鶴市役所 本館４階 議員協議会室
建設班	福村　暉史（座長） 石束　悦子 肝付　隆治 小谷　繁雄 田村　優樹 林　　三弘 水嶋　一明	舞鶴・これからのまちづくりについて	舞鶴工業高等専門学校 建設システム科４年生 参加者：18 人	7 月 13 日(水) 午後３時～	舞鶴工業高等専門学校 大会議室

※意見交換会の報告内容については別添各班報告書のとおり

	2	(2)議会ホームページの充実	**議会日程の掲載** ※定例会等の運営要領のほか、議長日程や閉会中の会議についても掲載します。	**●平成 27 年から引き続き、市議会ホームページへ議会日程を掲載** **≪内容≫** **議長日程等を掲載する。** ・議 長 日 程　：　決定翌日に約３カ月後を目途として掲載 ・閉会中の会議　：　開催の公開段階で掲載 ・掲載開始時期　：　平成 27 年８月 26 日から実施	－	実施 （工程 H28当初 実施）
	3		**視察報告・視察受入項目等の掲載** ※委員会の視察報告や本市議会での視察受入の市議会・視察日時や項目等を掲載します。	**●市議会ホームページリニューアルを受けて、平成 28 年４月 27 日から市議会ホームページに視察報告を掲載** **≪内容≫** **視察報告を掲載する。** ・対　　象　：　先進地視察及び管内視察（議運、常任、特別、議会報、会派視察） ・掲載項目等　：　視察の概要・報告者氏名　（１カ所当たりＡ４版１ページを目安） ・作 成 者　：　委員長（幹事長） ・掲載開始時期：　市議会ホームページリニューアル（28 年４月 27 日）後において実施した視察終了後、速やかに掲載 ただし、委員会の視察は、議員協議会で報告した後に掲載	－	実施 （工程 H28当初 実施）
	4			**●平成 27 年から引き続き、市議会ホームページへ視察受入項目等を掲載** **●市議会ホームページリニューアルを受けて、平成 28 年４月 27 日から市議会ホームページに市の施策紹介を掲載** **≪内容≫** **視察受入項目等を掲載する。** ・視察受入案内を掲載 ・視察受入実績（平成 26 年度分から）を月末に一括して掲載 ・市の施策紹介（行政視察受入メニュー）を掲載 ・掲載開始時期：　①視察受入実績・案内　：　平成 27 年８月 26 日から ②市の施 策 紹 介　：　市議会ホームページリニューアル（28 年４月 27 日）後に掲載	－	実施 （工程 H28当初 実施）

	5		**デザイン変更** （リニューアル）	**●市のホームページリニューアルと合わせて、平成 28 年４月 27 日から市議会ホームページをリニューアル** **≪内容≫** **開設場所**：市ホームページ内 **主な掲載内容**： ・正副議長の紹介　・議員名簿　・委員会の構成等　・議長日程 ・議運、常任、特別、議会報、会派視察報告（新規に追加） ・視察受入案内　・視察受入実績　・市の施策紹介（行政視察受入メニュー）を掲載（新規に追加） ・本会議及び常任委員会の資料（新規に追加）　・報道発表資料（会議のお知らせや議会運営委員会等の決定事項等）（新規に追加） ・近年の議会活性化の取り組み（新規に追加）　・第19期舞鶴市議会活動基本計画 ・意見交換会（これまでから意見交換会の実施決定後に掲載）・ＦＭまいづるを活用した議会番組に係る音源（新規に追加） ・委員会における活動実績等（新規に追加）　・議会における災害対応について（暫定版）（新規に追加） ・議会中継（ライブ映像・録画映像）　・会議録　など	4/27 11/14	デザイン検討 実施 （工程 H28当初 デザイン検討 実施）
	6	(3)市議会だよりの充実	**掲載内容の検討** ※委員会視察報告や議会傍聴に係る掲載等について検討します。	**●平成 27 年の決定事項に基づき、市議会だよりへ視察報告・議会傍聴案内を掲載** **①委員会視察報告**　：　４常任委員会：まいづる市議会だよりNo.148（平成 28 年６月定例会号）に掲載 ２特別委員会：まいづる市議会だよりNo.147（平成 28 年３月定例会号）に掲載 **②議会傍聴に係る案内記事の掲載**　：　平成 28 年は、まいづる市議会だよりNo.147（平成 28 年３月定例会号）に掲載 **≪内容≫** **委員会視察報告を掲載する。** ・対　　象　：　常任委員会及び特別委員会 ・執 筆 者　：　委員長 ・ページ数　：　現行を基本とし、そのときの情報量や内容を見極めて決定 ・掲載開始時期：平成 28 年から **議会傍聴に係る案内記事を掲載する。** 現段階では、現状どおり傍聴案内の記事を掲載	－	実施 （工程 H28当初 実施）
	7		**配布方法の拡大** ※ｽﾏｰﾄﾌｫﾝｱﾌﾟﾘによる配信などを検討します。	**●平成 27 年から引き続き、スマートフォンやタブレットのアプリによる配信を実施** ※「i広報紙」のアプリ名が、現在は、「マチイロ」に変更されている。 **≪内容≫** **スマートフォンアプリによる配信をする。** ・「i 広報紙」（現在は、「マチイロ」）による配信を議会だより発行と同時期に行う。 （「マチイロ」は民間業者の運営で利用料は無料。） ・配信開始時期：市議会だよりNo.144 の発行日（平成 27 年 11 月６日）から配信	－	実施 （工程 H28当初 実施）

	8	**（4）議案、資料等の公開の検討** 市議会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等での公開の検討 ※本会議及び委員会においての審議資料の公開について検討します。	**●平成 28 年６月定例会から議案に係る資料等を市議会ホームページに掲載** **≪内容≫** **市議会ホームページで公開する。** **・対　　象**　：　本会議及び常任委員会の資料 ただし、個人情報保護の観点から、住所・氏名を記載しない取り扱いとする。 **・公開場所**　：　市議会ホームページ・図書室・市政情報コーナー・プレス **・掲載開始時期**：市議会ホームページリニューアル（28 年４月 27 日）後、開議の直前に公開する。	－	実施 （工程 H28当初 実施）
	9	**（5）ＦＭまいづるの活用** 議会情報の受発信のツールとして、舞鶴のｺﾐｭﾆﾃｨFMを活用します。 ※平成 28 年 11 月「コミュニティFM」を「ＦＭまいづる」に変更	**●平成28年４月18日に開局された「ＦＭまいづる」を活用** 市民に開かれた議会を目指し、本市議会の活動を情報発信する手段として、ＦＭまいづる（JOZZ7BN-FM まいづるエフエムほうそう）を活用する。 ＦＭまいづるで放送する議会の番組を市議会ホームページでも聴けるよう、音源を掲載する。 **≪内容≫** **ＦＭまいづる活用ワーキンググループを設置（平成28年7月20日）** 本市議会における活用に向けた番組構成の企画立案など番組製作の具体的な検討を行い、議会運営委員会へ提言するため、ＦＭまいづる活用ワーキンググループを設置 現在のメンバーは、平成 28 年度末をめどに継続いただく。 **＊参考＊** **ＦＭまいづるの活用に関する検討会の設置について**（平成28年７月20日議会運営委員会決定） **１　名称** ＦＭまいづるの活用に関する検討会 **２　設置目的** ＦＭまいづる（JOZZ7BN-FM まいづるエフエムほうそう）の本市議会における活用に向けた具体的な検討及び情報発信に伴う事項を検討・実施するために設置する。 **３　所掌事項** ⑴　基本的事項の検討（情報発信の頻度、放送形態、開始時期、予算等） ⑵　情報発信のルール ⑶　毎回の放送内容の決定（発信する情報、出演者、原稿作成者） ⑷　放送に係るマネジメント（スケジュール、連絡調整） **４　組織** ⑴　委員には、各会派から１名を選出する。➔各会派から選出された５名で構成 ⑵　座長及び副座長を置く。	2/22 3/8 5/12 5/27 6/10 6/28 7/20 10/4 10/28 11/4 11/14	検討 実施 （工程 H28当初 検討）

５　設置時期等

平成 28 年７月 20 日に設置することとし、座長が適宜招集して検討会を開催する。

第１回放送（第２回放送は、詳細は未定であるが、平成 29 年１月に実施予定）

番 組 名　　こんにちは！舞鶴市議会です！
放送日時　　平成 28 年 11 月 12 日（土）午前 10 時から（15 分間）
放送内容　　テーマ①「ＦＭ放送を開始するに当たって」（出演者：議長）
　　テーマ②「議会の仕組み」（出演者：議会運営委員会委員長）
放送収録日　　平成 28 年 11 月２日（水）午前 10 時から
収録場所　　ＦＭまいづる放送スタジオ（舞鶴市西市民プラザ）

平成 29 年度の年間放送プログラム（案）

月	テーマ①	テーマ②
４月	３月定例会　議会報告	議会のあれこれ
５月	常任委員会審査報告（２委員会）	常任委員会審査報告（２委員会） ６月定例会の案内（日程程度）
６月	６月定例会　議会案内（主な議案紹介など含む）、傍聴の案内	議会のあれこれ
７月	６月定例会　議会報告	委員会審査報告
８月	議会改革の状況	意見交換会の報告（４班の概略）
９月	９月定例会　議会案内（主な議案紹介など含む）	議会のあれこれ
１０月	９月定例会　議会報告	議会のあれこれ
１１月	常任委員会審査報告（２委員会）	常任委員会審査報告（２委員会） １２月定例会の案内（日程程度）
１２月	議長あいさつ、議会あれこれ	１２月定例会　議会案内（主な議案紹介など含む）
１月	１２月定例会　議会報告	委員会審査報告
２月	議会改革の状況	議会のあれこれ
３月	３月定例会　議会案内（主な議案紹介など含む）	議会のあれこれ

【議会のあれこれ】

・市議会の役割　・定例会、臨時会　・常任委員会、特別委員会　・代表質問、一般質問、一括、一問一答
・会派、質問時間　・議会の仕事　・正副議長の決め方、任期　・開かれた議会、議会中継
・議会報の案内、原稿作成、編集、発行　・意見書、請願　・議会傍聴　・議会危機管理の取組
・政務活動費、議長交際費　・議員定数、報酬、検討の経過　・議会ホームページ　など

	10	**（6）児童生徒の議会学習会の開催の拡大** 各小中学校及び高等教育機関の在校生の学習の一環として、議会の役割について学ぶ機会の提供を拡大します。	**●平成 28 年は議会学習会の依頼なし** **≪内容≫** **児童生徒の議会学習会の開催を拡大する。** **⑴　議会学習会開催拡大の趣旨** 議会について学習してもらうことにより、若いうちから議会に対して関心を持ち、市議会や議員の役割などについて理解を得てもらう機会とする。 **⑵　議会学習会開催の周知方法** ・案内チラシの配付 議会学習会の開催案内のチラシを作成し、各学校へ配付する。 （平成 27 年 10 月各学校等に配付済） ・案内チラシの配布先 市内小・中学校（25 校）、高等教育機関（10 校） **⑶　議会学習会の受け入れ態勢** ・受入の期間　：　定例会及び常任委員会視察期間を除くこととし、開催は、小・中学校は、教育委員会を通じて各学校と、高等学校はその学校と日程調整ができた日とする。 ・対　　応　：　議会を代表する議長とする。 ・受入の人数　：　１回につき、市のマイクロバス（２台分）乗車人数 40 人程度を限度とする。 **＊参考＊** **【平成 27 年実績】** 平成 27 年 10 月 10 日（土） 大浦小学校から議場見学（議会説明及び押しボタン式投票体験）の依頼があり、高学年児童 35 人及び教員４人が参加した。	－	実施 （実績なし） （工程 H28当初 実施）
	11	**（7）議会の仕組み（冊子）の充実** 議会の仕組み（冊子）の内容を充実させ、議会に対する理解と関心を高めます。	**●現「舞鶴市議会のしおり」を充実し、リニューアル** **≪内容≫** **・配付対象**　：　議会学習会・傍聴者、そのほか必要に応じて配付 **・内　　容**　：　市の仕事と市議会の役割、議会の権限（仕事）、議員、議長と副議長、会派、定例会と臨時会の説明、市議会の構成を図式化、その下に本会議と委員会、委員会の組織として議会運営委員会、常任委員会、特別委員会の説明。議案が採決されるまでの基本的な流れを図式化、請願と陳情、本会議の傍聴、中継、市議会だよりの発行の説明　など **・形　　態**　：　Ａ４版８ページ・両面カラー刷り **・配付開始時期**：平成28年４月１日から	3/25確認 (4/1配付)	実施 （工程 H28当初 実施）

12	(8) 日曜議会の検討 市民の議会への関心を高めるため、休日に議会を開会することを検討します。		**●平日の傍聴者やインターネットによるアクセス数を増やすため、市議会ホームページや市議会だよりにおいて、周知（日曜議会の開催は 27 年に実施しないことを決定）** **≪内容≫** **日曜議会の開催は行わない**こととし、平日の傍聴者やインターネットによるアクセス数を増やすため、**市議会ホームページや市議会だよりにおいて、周知**を図っていく。	―	27年に実施しないことを決定
13	(9) 議会中継映像配信の拡大 ※平成27年9月追加	**モニター設置場所の追加** ※モニターの設置場所を本庁・西支所・加佐分室に中総合会館を加え、市内４ヶ所とします。	**●モニター設置場所の追加については、実施しないことを決定** **≪内容≫** **モニター設置場所の追加を見送り** モニターの設置場所を本庁・西支所・加佐分室に中総合会館を加え、市内４カ所とする（映像伝送装置を加佐分室（２台のうち１台）から中総合会館へ移動する。）こととして進めていたが、インターネット配信システムを変更（スマートフォン及びタブレットにおいても本会議視聴が可能とする）することにより、対応することとした。	5/27	28年に実施しないことを決定 （工程 H28当初 実施）
14		**インターネット配信システムの変更** ※スマートフォン及びタブレットにおいても本会議市長を可能とします。	**●インターネット配信システムを変更し、スマートフォン及びタブレットにおいても本会議視聴が可能となるよう、議会中継映像配信を拡大** **⑴　インターネット配信システムの変更について** 平成 28 年６月定例会から生中継の配信方法を変更（動画配信サービスのユーストリームを利用） **⑵　録画映像の配信システムの変更について** 平成 28 年６月定例会から㈱会議録研究所が運用するタブレット・スマートフォン対応のシステムに切り替え **≪内容≫** **⑴　インターネット配信システムの変更について** スマートフォンやタブレットでも議会中継の視聴を可能とすることで、議会中継をご覧いただく方法が増え、開かれた議会の実現に向けて一歩前進するもの。 平成 28 年６月定例会から生中継の方法を、動画配信サービスの「ユーストリーム」を利用した配信に変更 ユーストリームによる配信において、ＣＭが入らない配信方法について検討 **⑵　録画映像の配信システムの変更について** 平成 28 年６月定例会映像配信分から㈱会議録研究所が運用するタブレット・スマートフォン対応のシステムに切り替えることから、平成 28 年３月定例会以前映像は、ＤＶＤに記録して議会図書室に保管することとする。（ただし、平成 28 年６月定例会以降の映像は、新しいシステムで見ることができる。）	5/27 6/10 10/21	実施 （工程 H28当初 実施）

	15	**（10）委員会の視察結果報告** 委員会において、委員が視察結果（所感等）を報告します。 ※平成 28 年２月追加	**●委員会において、市民に視察の意義を理解してもらうため、全委員が視察結果（所感等）を報告することを実施** **≪内容≫** **報告書の作成**　：　委員長が作成する（報告書は１通） **公開の方法**　：　委員長が視察報告を作成し、市議会ホームページに掲載する。 委員長が原稿を作成し、市議会だよりに掲載する。 **実施手順**　： 視察終了後、委員長が視察内容を取りまとめる ↓ 委員会で委員長が視察内容を説明した上で、各委員が所感等を述べる ↓ 委員長から議長へ視察報告書を提出する（各委員の所感等は入れない） ↓ 委員長が議員協議会で視察報告をする（各委員の所感等は入れない） ↓ 視察報告書（１箇所あたりＡ４版１枚程度）をホームページに掲載する **スケジュールイメージ** ５月中旬　先進地視察 ↓　委員長による概要の取りまとめ ６月中旬　常任委員会（定例会中の議案審議の委員会） 「その他」の最後に視察について発言 ↓ ７月中下旬　議員協議会 委員長から視察概要を報告 ↓ ７月末　議会だより及び議会ホームページに掲載 **理事者・執行機関の同席について** 視察において、議員がどのような視点で行ったのかを伝えるため、また、視察事前勉強会での説明への返しの意味もあり、理事者・執行機関の退席を求めずに行うこととする。（５/27 決定） **議員協議会での報告** ７/21 に開催される議員協議会においては、６月の常任委員会において委員長から配付された視察報告を再度配付いただくことで、視察報告に代えた。（７/20 決定）	【実施】 4/27 6/17・20 7/21 【協議】 1/20 2/2 2/22 4/27 5/27 7/20	検討 実施 工程 H28当初 検討 実施

<table>
<tr>
<td rowspan="2">２
議会機能の充実</td>
<td>16</td>
<td rowspan="2">(1)
監視機能の充実

※平成28年６月変更（進捗状況の説明を受ける時期を９月定例会決算審査と同時にしないことに変更）</td>
<td>後期実行計画の点検評価

※計画の進捗状況を点検評価し、意見を述べます。

※平成28年11月「監視」を「点検評価」に変更</td>
<td>
●各委員会において、監視対象を決定し、計画の進捗状況を把握するため、執行機関から説明を受け、委員が評価等の意見を述べる委員会を開催

≪内容≫
監視対象　：
各委員会に係る所管事項のうち、主として１年間の活動計画に掲げた重点事項を監視対象とする。（平成 28 年３月定例会中の各委員会において、重点事項に応じた監視項目を決定）

委員会の開催時期　及び　監視項目
後期実行計画は、「舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例」を制定し、議会の議決事件としていることから、十分審議を行うため、９月定例会終了後、10 月中旬に委員会を開催し、実施
<table>
<tr><th>委員会名</th><th>開催日時</th><th>監視項目</th></tr>
<tr><td>総務文教委員会</td><td>10 月 11 日（火）10 時</td><td>・公共交通の確保と利用促進　　・学力の充実と向上（知）
・小中一貫教育の推進</td></tr>
<tr><td>経済消防委員会</td><td>10 月 11 日（火）13 時 30 分</td><td>・京都舞鶴港を活かした産業の振興
・商工業の振興による経済規模の拡大</td></tr>
<tr><td>民生環境委員会</td><td>10 月 12 日（水）10 時</td><td>・高齢者と家族を支えるサービスの充実
・地域医療の確保　　・子育て支援の充実</td></tr>
<tr><td>建設委員会</td><td>10 月 12 日（水）13 時 30 分</td><td>・計画的な土地利用の推進　・安心で安全な水道水の安定給水の確保
・治水対策の促進</td></tr>
</table>
執行機関の出席　：
議会運営委員会において、計画項目に関係する部・課長、主幹とし、説明を求めた。
</td>
<td>【実施】
10/11
10/12

【協議】
12/8
2/22
（内容は3月定例会中の各委員会において決定）
6/10
10/21
10/28</td>
<td rowspan="2">検討
実施

（工程
H28当初
検討
実施）</td>
</tr>
<tr>
<td>17</td>
<td>個別計画の点検評価

※監視すべき個別計画を委員会ごとに定め、その計画の進捗状況を点検評価し、意見を述べます。

※平成28年11月「監視」を「点検評価」に変更</td>
<td>
●各委員会において、監視対象を決定し、計画の進捗状況を把握するため、執行機関から説明を受け、委員が評価等の意見を述べる委員会を開催

≪内容≫
監視対象　：
各委員会の所管事項に係る個別計画のうち、１つ以上を監視対象とする。（平成28年３月定例会中の各委員会で監視する計画を１つ以上決定）

委員会の開催時期　及び　監視項目　　※後期実行計画の監視と同日に実施
<table>
<tr><th>委員会名</th><th>監視対象</th></tr>
<tr><td>総務文教委員会</td><td>第１期舞鶴市公共施設再生実施計画（そのうち、閉校施設）</td></tr>
<tr><td>経済消防委員会</td><td>舞鶴市鳥獣被害防止計画</td></tr>
<tr><td>民生環境委員会</td><td>舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（そのうち、ごみの有料化における減量効果、資源化の現状と課題）</td></tr>
<tr><td>建設委員会</td><td>舞鶴市水洗化総合計画及び舞鶴市下水道ビジョン（そのうち、水洗化普及率及び水洗化率）</td></tr>
</table>
執行機関の出席　：
議会運営委員会において、計画項目に関係する部・課長、主幹とし、説明を求めた。
</td>
<td>【実施】
10/11
10/12

【協議】
12/8
2/22
（内容は3月定例会中の各委員会において決定）
6/10
10/21
10/28</td>
<td>検討
実施

（工程
H28当初
検討
実施）</td>
</tr>
</table>

	18	(2) 委員会の活性化	委員会の計画的な運営 ※委員会の運営は、委員会年間活動計画に基づくものとし、その運営に係る評価・改善策をもって、役員改選後の委員会へ申し送ります。 第20期へは、第19期の通任期（4年）の総括をした上で、改善策等を申し送ります。	**●各委員会において、委員会の計画的な運営を図るための年間活動計画を決定** **●11 月に各委員会において、各委員会で 1 年間の活動を総括（公開）し、実績や課題等を 12 月定例会以後の各委員会へ申し送り** 議会運営委員会の申し送り事項については、議会運営委員会活動実績等資料：１９ページのとおり **≪内容≫** **委員会活動計画** 毎年 12 月定例会からの新メンバーによる委員会がスタートする時点で、１年間の活動計画を決定し、それに基づいて委員会活動を実施する。 なお、活動計画には、新たな舞鶴市総合計画・後期実行計画を監視することとし、それに基づいて当該委員会で重点的に取り組むべき事項、調査視察の実施、その他の活動及び年間スケジュールなどを盛り込むこととする。 **委員会の開催時期　及び　重点事項（活動方針）**	【委員会の計画協議】 12/8 12/9 12/10 12/15 【委員会の総括協議】 11/4 11/7 11/14 11/22 11/24 【協議】 10/21 11/14 11/22	実施 工程 H28当初 実施

委員会名	委員会開催日	重点事項（活動方針）
議会運営委員会	12 月 8 日（火）	①議会における危機管理の調査研究　④議員定数及び報酬のあり方の調査研究 ②第 19 期舞鶴市議会活動基本計画の進行管理　⑤議会基本条例の調査研究 ③常任委員会のあり方の調査研究
総務文教委員会	12 月 10 日（木）	①小中一貫教育に関する調査研究　③公共交通に関する調査研究 ②夢チャレンジサポート事業に関する調査研究
経済消防委員会	12 月 9 日（水）	①京都舞鶴港の振興に関する調査研究　③雇用促進に関する調査研究 ②商店街の振興に関する調査研究
民生環境委員会	12 月 9 日（水）	①介護保険制度に関する調査研究　③地域医療に関する調査研究 ②子育て支援に関する調査研究
建設委員会	12 月 10 日（木）	①浸水対策に関する調査研究　③都市計画制度に関する調査研究 ②水道事業に関する調査研究
原子力防災・安全等特別委員会	12 月 15 日（火）	①舞鶴市原子力災害住民避難計画の見直しに向け、関係機関の動向を注視し、適宜対応する。 ②高浜発電所等に係る原子力防災及び安全性について調査・研究を行う。 ③高浜発電所等に係る原子力防災及び安全性に関して審査を要する案件について、適宜対応する。
北陸新幹線誘致特別委員会	12 月 15 日（火）	①北陸新幹線小浜ルートについて調査を行う。 ②北陸新幹線の京都府北部地域を経由する小浜ルートの誘致に向け、関係機関の動向を注視し、要望活動を行う。
議会報編集委員会	12 月 8 日（火）	①まいづる市議会だよりを５回発行するとともに、読みやすい紙面に努める。

活動の総括と次期への申し送り

毎年 11 月に１年間の活動を総括し、実績や課題等を次の１年間の委員へ申し送る。

議員選挙の年には、各年の申し送りを踏まえて４年間の総括を行い、次期議員へ申し送る。

委員会の開催時期

委員会名	開催日時	委員会名	開催日時
総務文教委員会	11 月 4 日（金）13 時 30 分	議会運営委員会	11 月 14 日（月）10 時　/　22 日（火）13 時
経済消防委員会	11 月 4 日（金）15 時	原子力防災・安全等特別委員会	11 月 24 日（木）10 時
民生環境委員会	11 月 7 日（月）９時	北陸新幹線誘致特別委員会	11 月 24 日（木）13 時
建設委員会	11 月 7 日（月）10 時 30 分	議会報編集委員会	11 月 22 日（火）９時 30 分

実施開始時期

平成 27 年 12 月定例会からのスタートの新しいメンバーでの委員会から実施する。

19

市内現地視察の実施
※委員会年間活動計画に基づき、所管事項に係る市内の状況把握を充実するため、市内現地視察を実施します。

●各委員会において、市内現地視察を実施

≪内容≫

市内現地視察を充実する。

活動計画（重点事項）に基づく市内現地視察を実施し、状況把握に努めるとともに、施策の監視・評価や政策提言等につなげる。

委員会の市内現地視察

委員会名	実施日	調査内容
総務文教委員会	10 月 13 日 （木）	①小中一貫教育推進事業について（於：舞鶴市立加佐中学校）
経済消防委員会	７月 11 日 （月） ８月９日 （火） ８月９日 （火）	①商店街の現状について（於：東・西地区商店街） ②ＧＬＭ社との共同事業について（於：小阪金属工業㈱） ③京都舞鶴港の現状について（於：国土交通省近畿地方整備局舞鶴港湾事務所）
民生環境委員会	２月 10 日 （水） 10 月 20 日 （木）	①子どもの発達支援について（於：舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園） ②リサイクルプラザ、一般廃棄物最終処分場の状況について （於：舞鶴市リサイクルプラザ、舞鶴市一般廃棄物最終処分場）
建設委員会	８月 17 日 （月）	①由良川及び高野川の水防災対策について（於：由良川及び高野川）

実施開始時期

平成27年12月定例会からのスタートの新しいメンバーでの委員会から実施する。

【視察実施】
2/10
7/11
8/9
8/17
10/13
10/20

【視察先協議】
各委員会で実施

実施

（工程 H28当初 実施）

20

参考人制度の活用
※専門的な意見等を参考とするため、参考人制度を積極的に活用します。

●原子力防災・安全等特別委員会で参考人制度を活用

≪内容≫

参考人制度を積極的に活用する。

委員会の活性化における委員会の計画的な運営と関連し、より充実した委員会運営となるよう、専門的な意見等を参考にするため、積極的に活用することとする。

委員会名	実施日	内容
原子力防災・安全等特別委員会	平成 27 年 12 月 24 日 （木）	高浜発電所に係る住民説明会の質問に対する回答等について説明を受けるため、関西電力株式会社から３人、原子力規制庁から１人、資源エネルギー庁１人、内閣府から１人を参考人として招致
原子力防災・安全等特別委員会	平成 28 年 ９月 30 日 （金）	高浜発電所１、２号機の安全性について調査するため、 関西電力株式会社から３人、原子力規制庁から２人を参考人として招致

【実施】
12/24
9/30

活用

（工程 H28当初 活用）

●平成 28 年の活用実績はなし

≪内容≫

附帯決議の活用に当たり、その運用を平成 27 年に整理

常任委員会において、議案に対し、執行上の要望、将来政策の提言等があれば、執行機関に必要な要望等を伝えるため、附帯決議を活用する。

附帯決議の取り扱い（流れ）について（平成 27 年 10 月 20 日議会運営委員会決定）

１　予算決算委員会を除く委員会の場合

委員会　※議題宣告・説明・質疑の後

①討論	議題となっている議案に対し、附帯決議を付すべきであるとの考えがある委員は、**討論において、その旨を発言**する。（この時点では聞きおき）
②採決	当該議案の採決を行う。
③附帯決議検討	当該議案を可決すべきものと決した場合は、**附帯決議を議題**として、委員長から附帯決議を付すべきとの**意思を当該委員に確認**する。
④休憩／再開	休憩中に当該委員から**案文を配付**する。
⑤附帯決議の取り扱い	当該委員から附帯決議に係る**内容の説明**を求めた後、委員長が各委員から**発言を聞き取り**、当該附帯決議について協議するか否かの賛否を問う。その結果、**協議することとなった場合は、２日後をめどに委員会を開催する旨**、周知する。 ※　ただし、附帯決議に係る協議を後日とせず、直ちに協議することを全会一致で決定した場合は、附帯決議を議題とし、協議する。
⑥次の議案	次の議案の審査に移る。

委員会　※附帯決議を議題とした委員会

①質疑	附帯決議案について**質疑**を行う。（提出者が答弁）
②討論	附帯決議について賛成・反対の立場で**討論**を行う。
③附帯決議採決	附帯決議について**賛否**を諮る。（挙手採決）
④委員会発議の議案の提出確認	**可決した附帯決議を委員会発議の議案**として**議長に提出**することを諮る。（簡易採決）
⑤修正一任	字句の修正等を**委員長に一任**することを諮る。（簡易採決）

２　予算決算委員会の場合

分科会　※議題宣告・質疑の後

①賛否の意見	予算・決算に係る議案について、附帯決議を付すべきであるとの考えがある委員は、**賛否の意見の際、その旨を発言**する。（この時点では聞きおき）
②次の議案	次の議案の審査に移る。

21

附帯決議の活用
※議会として必要な要望事項を執行機関に伝えるため、附帯決議の活用を図ります。

－

活用
（実績なし）

工程
H28当初
活用

理事会

①附帯決議の提案意思確認	分科会において附帯決議を付すべきであるとの考えを示した委員の**所属会派理事に、当該議案が可決すべきものと決した場合、附帯決議提案の意思を確認**し、提案する意思がある場合は、**案文の提出**を求め、**内容の説明**を受ける。 ※会派に所属しない議員が附帯決議を提案する意思がある場合は、当該議員の出席を求め、同様に案文の提出とともに、内容の説明を受ける。
②附帯決議の取り扱い	委員長が、各理事から**発言を聞き取り**、当該附帯決議について協議するか否かの賛否を問う。その結果、**協議することとなった場合は、予算決算委員会において、当該議案の採決後に当該議案に係る附帯決議を議題とし、協議する**取り扱いを決定する。
③委員会の運営確認	予算決算委員会の運営について、確認する。

予算決算委員会　※議題宣告の後

①討論	議題となっている議案に対し、附帯決議に付すべきであるとの考えがある委員は、**討論において、その旨を発言**する。（この時点では聞きおき）
②採決	当該議案の採決を行う。
③議題宣告	当該議案に係る附帯決議を議題とする。
④質疑	附帯決議案について**質疑**を行う。（提出者が答弁）
⑤討論	附帯決議案について賛成・反対の立場で**討論**を行う。
⑥附帯決議採決	附帯決議について**賛否**を諮る。（挙手採決）
⑦委員会発議の議案の提出確認	**可決した附帯決議を委員会発議の議案**として**議長に提出**することを諮る。（簡易採決）
⑧修正一任	字句の修正等を**委員長に一任**することを諮る。（簡易採決）
⑨次の議案	次の議案の審査に移る。

（共通）：１予算決算を除く委員会の場合　及び　２予算決算委員会の場合

委員長から議長への報告等　…　委員会終了後直ちに（同日付け）

①審査結果報告	委員会審査結果報告書と附帯決議結果を**議長へ報告**する。（通常どおり文書での報告）
②決議案提出	委員会（委員長）が、委員会提出議案としての附帯決議案（議案スタイル）を**議長に提出**する。

議会運営委員会　…　議事調整の議運

①運営協議	委員会の審査結果に加えて、当該委員会で**附帯決議が可決された旨**と**当該附帯決議**及び**議長へ委員会提出議案としての附帯決議案が提出されている旨**を報告する。

各派幹事会　…　議事調整の議運終了後

①附帯決議案提示	議長から、委員会（委員長）から提出された**附帯決議案**を提示する。

議会運営委員会 … 議事調整の議運（２回目）

①取り扱い協議	附帯決議に係る議案の採決終了後、当該**附帯決議を議題**とし、提案説明、質疑、討論を経て、押しボタン式投票により採決を行うことを決定する。

議員協議会 … 最終本会議前

①議運報告	議会運営委員会委員長による最終本会議の運営要領の説明において、「議案が可決された場合は」と前置きした上で、附帯決議の取り扱いについても報告する。

本会議 … 最終本会議 ※議題宣告の後

①委員長報告	委員長報告において、**附帯決議を可決したことも報告**する。
②質疑	委員長報告に対する質疑を行う。
③討論	議案に対する討論を行う。
④採決	議案については、通常どおり全会一致の議案と反対のあった議案とに区分して採決する。
⑤議題宣告	附帯決議を議題とすることを宣告する。（議事日程に記載）
⑥提案説明	提出者（委員長）が**提案説明**（案文朗読）を行う。
⑦質疑	**質疑**に対しては、提出者が答弁する。
⑧討論	反対、賛成の順で**討論**を行う。
⑨採決	附帯決議案に対する**賛否を諮る**。（押しボタン式投票）
⑩次の議題	次の議題に移る。

22	**議員間討議の検討** ※論議を活性化する中で、合意形成を図るため検討します。 ※平成 28 年 11 月「議員間自由討議」の「自由」を削除	**●平成 28 年の実績はなし** **≪内容≫** **議員間討議の活用を検討** 現状では、運用上、委員会で諮って休憩中に意見交換の場を設けることができることから、しばらく運用状況をみて、必要に応じて検討していくこととする。 **＊参考＊** **【平成 27 年実績】** ①質問方式等の検討、②議員協議会のあり方の検討の際、いずれも６月 26 日及び７月 21 日開催の議会運営委員会で活用	－	実施 （実績なし） 工程 H28当初 実施

	23	**(3) 議員力の向上** 議会・議員に関する研修会・講演会に積極的に参加します。	**●議会・議員に関する研修会・講演会を年７回実施** **≪内容≫** 議会・議員に関する研修会・講演会への積極的な参加を推進する。 **【舞鶴市議会議員研修会】**	【協議】 5/27 6/10	実施 （工程 H28当初 実施）

No.	開 催 日	内　容
1	平成 28 年 1 月 26 日（火）	議会における危機管理について （講師）同志社大学政策学部大学院総合政策科学研究科教授 新川達郎　氏【議員 25 人出席（近隣市町含 103 人出席）】 ※議会における危機管理に対する理解を深め、災害発生時等における議会・議員が迅速に対応し、円滑な議会運営に資するため、研修会を開催
2	平成 28 年 5 月 23 日（月）	議会におけるタブレットの活用（タブレット体験）について （講師）東京インタープレイ（株）君島雄一郎　氏 （元逗子市議会議員）【議員 25 人出席】
3	平成 28 年 7 月 20 日（水）	予算決算基礎講座（予算の仕組み及び決算のポイント） （講師）財政課長【議員 14 人出席】 ※市の政策運営の基本となる予算や決算の概要などの基本的な事項に対する理解を深め、委員会審査を充実
4	平成 28 年 7 月 21 日（木）	ＩＣＴ活用に関する基礎的講座（パソコン等機器の仕組み・ネットワークの仕組み・インターネットとメール） （講師）議会事務局職員【議員 23 人出席】
5	平成 28 年 8 月 22 日（月）	情報セキュリティ研修（情報セキュリティに関わり、標的型攻撃など最近の動向、パスワード設定に係る留意点など） （講師）情報システム課主幹【議員 28 人出席】
6	平成 28 年 10 月 25 日(火)	平成 28 年度市町村職員等共同研修「市町村１期目議員研修会」 （内容・講師） 「地方議会議員に求められる役割と議会活動」 前全国都道府県議会議長会議事調査部長　鵜沼信二　氏 「一般質問の機能と意義」 龍谷大学政策学部教授　土山希美枝　氏 【議長、１期目議員７人出席：議長による議員派遣】 ※議長１期目議員を対象に、住民に最も身近な代表として、地方自治制度の基本的な仕組みを理解するとともに、議会の責務と役割の重要性を認識し、議員としての視野を広げ見識を深める。
7	平成 28 年 10 月 31 日(月)	議会からの政策サイクル～「住民自治の根幹」としての議会を作動させる～ （講師）山梨学院大学法学部教授・同大学院社会科学研修科長 江藤俊昭　氏【議員 27 人出席（近隣市町含 123 人出席）】 ※政策形成をめぐる地方議会の現状なども含め、議会からの政策サイクルをつくり出す手法及びそれを実現するための仕組み・運営に関して有識者から御講演いただき、本市議会の政策形成機能の向上を図る。

24	**(4) 議会図書室の充実** 蔵書の充実を図るとともに、検索機能を充実させた目録を整備し、利用の拡大を図ります。	**●平成28年３月開催の議会報編集委員会において、本の購入希望調査を実施し、新規に本を購入** **●議会運営に関する新刊本を購入** **●議会図書室の利用において、図書室の本棚の位置を明示し、分類表（議員希望者全員に提供）を作成** **≪内容≫** **蔵書を充実させる。** ・本の購入方法 ①議会報編集委員会において、年に１回（２月）各会派等に対し、本の購入希望調査を実施し、購入する本について協議を行い、議長がその結果報告を踏まえて決定する。 ②購入希望調査以降に発行された議会に関する新刊本で、必要となる本や既にある本の改訂版については、随時購入する。 ③議会に関する本以外については、次の年の購入希望に係る議会報編集委員会において協議する。 **平成28年購入した本**	【議会報協議】 3/11 11/22 【協議】 11/14 11/22	実施 （工程 H28当初 実施）

本名	内　　容
議会改革白書 2015 年版	検証して活かす　議会基本条例 広がる　議員立法の実践　など
よくある町村議会の運営事例Ｑ＆Ａ100 問 100 答	議会審議の過程において、全国町村議会議長会で、定例会開催期間を中心に、各町村議会から本会議や委員会の運営等に際し生じた照会事例などを集録
実務必携　地方議会・議員の手引	地方議会の議員、議会事務局職員にとって必要な実務上の知識のＱ＆Ａ
地方議会事務提要	議会運営に関する疑問・質問について、明快なＱ＆Ａ形式にまとめたもの
新幹線とナショナリズム ※議会報編集委員会で各会派に希望を募り、議長が購入	著者：藤井　聡氏
自治体議会の政策サイクル	議会改革の到達点を確認し、今後の住民自治の充実の方向を模索する著。
議会改革の第２ステージ　信頼される議会づくりへ	先駆的議会はどうやって住民の信頼を勝ち取ろうとしているのか。その実践手法について
習うより慣れろの市町村財政分析 基礎からステップアップまで	自治来の財政資料を入手し、独自の分析表を使って行う財政分析の勘所を紹介

検索機能を充実させた目録を整備する。
・目録の作成と本棚の整理
分かりやすい分類表とするとともに、図書室の本棚の位置を明示し、併せて目録に「棚コード」を設定し、整理・検索しやすくする。（各会派のパソコンのフォルダーに「分類表」を設定）

	25	**(5) 議会事務局の機能強化** 議会の監視・調査機能及び議員の政策提案機能の強化、拡大を図るため、議会事務局機能の充実強化を図ります。	**≪内容≫** **議会事務局機能の充実強化を図るため、平成27年（４回協議）に次の事項を決定** ・議会は二元代表の一翼を担う重要な立場にある。議決機関の重要性を鑑みると、事務局の強化（資質向上）は必要である。 ①議会運営等専門性を持った経験年数の長い職員も配置する。 ②議員と議会事務局の連携強化を図る。	－	工程 H28当初 充実強化
３ 効率的・効果的な議会運営	26	**(1) 常任委員会のあり方の検討** **常任委員会の検討** ※４つの常任委員会について、これまでの活動実績等を踏まえ、所管事項及び委員会数などについて検討します。	**●検討組織を議会運営委員会とし、平成29年から検討し、平成29年11月末までに決定**	9/8	検討 （平成29年からの検討を決定） 工程 H28当初 検討
	27	**常任委員会の審査方法見直しの検討**	**●検討組織を議会運営委員会とし、平成29年から検討**	9/8	検討 （平成29年からの検討を決定） 工程 H28当初 検討
	28	**(2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討** 次期改選に向け、現28人の定数及び報酬について検討します。	**●検討組織を議会運営委員会とし、平成 29 年から検討し、平成 29 年 11 月末までに決定**	9/8	検討 （平成29年からの検討を決定） 工程 H28当初 検討

	29	(3)議会における危機管理の検討	災害発生に伴う**議会運営のあり方を検討**します。	**●平成 28 年 10 月 4 日、「舞鶴市議会災害対策・支援本部設置要綱」及び一般災害対策・震災対策の災害時行動マニュアルの共通編として「議会における災害対応について（暫定版）」を策定** **●平成 28 年 10 月 4 日「舞鶴市議会災害対策・支援本部」（議会本部）を設置** **●最終的には、舞鶴市議会としての災害発生時の議会運営のあり方や災害発生時の議員行動を示したマニュアルを作成** まずは、一般災害対策編と震災対策編の共通編として、行動マニュアル（暫定版）を策定し、最終的には、市の地域防災計画の原子力災害対策編の改正を待って、議会としての原子力災害対策の行動マニュアルを追加し、３つの対策について整理することとする。 **≪内容≫** **協議経過に至った主な実績等** **⑴舞鶴市議会議員研修会（再掲）** 議会における危機管理に対する理解を深め、災害発生時等における議会・議員が迅速に対応し、円滑な議会運営に資するため、研修会を開催 ・日時：平成 28 年１月 26 日（火）午後２時から４時まで ・会場：舞鶴市政記念館ホール　・対象：舞鶴市議会議員及び事務局職員、府北部４市２町の議員及び事務局職員 103 人 ・講演：演題　議会における危機管理について ・講師：新川達郎氏（同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授） **⑵調査視察** ・４月 20 日（水）滋賀県大津市議会ＢＣＰ（業務継続計画）について ・４月 21 日（木）三重県鳥羽市災害時行動計画について **⑶議員研修会及び調査視察を受けて協議** 本市議会としての災害対応の基本的な考え方について議論を重ねた上で、市の地域防災計画に準じた形で、段階的に整理することとした。 ①　一般災害（風水害）の行動対応マニュアルの取りまとめ　（８月 10 日） ↓ ②　震災（地震・津波）の対行動応マニュアルの取りまとめ　（８月 10 日） ↓ ③　一般災害及び震災の対策共通編として、市民に分かりやすい形で暫定的に取りまとめ　（10 月４日） ↓ ④　原子力災害の対応マニュアルの取りまとめ ↓ ⑤最終的に３つの対応について総括し、本市議会における災害対応マニュアル等を策定 ※議会本部の設置要綱については、２１ページのとおり ※議会における災害対応について（暫定版）については、別紙６のとおり	4/27 5/12 5/27 6/10 6/28 7/20 7/28 8/10 8/24 9/8 10/4	内容を検討 一部実施 （工程 H28当初 内容を 検討）
	30		災害発生時の**議員行動マニュアル化を検討**します。			

舞鶴市議会災害対策・支援本部設置要綱（平成28年10月４日議会運営委員会決定）

（設置）

第１条　舞鶴市内で大規模災害が発生したとき、舞鶴市議会及び舞鶴市議会議員（以下「議員」という。）が、議会として必要な活動を行うとともに、舞鶴市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携して、市の災害対策を側面から支援するため、舞鶴市議会災害対策・支援本部（以下「議会本部」という。）を設置するものとする。

（議会本部の構成）

第２条　議会本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

２　本部長は、議長をもって充て、議会本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

３　副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

４　本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会本部の事務に従事する。

５　本部員は、議員（議長、副議長及び各会派の代表者にある議員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、議会本部の事務に従事する。

（所掌事務）

第３条　議会本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員からの災害情報を収集し、及び整理し、市対策本部に提供すること。

(2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。

(3) 必要に応じて、被災地、避難所等の調査を行うこと。

(4) 議会として必要な活動を行うため、議員の安否を確認すること。

(5) 会議場所確保の調整に関すること。

(6) 必要に応じて、国、府、関係機関等に対する要望活動の準備を行うこと。

(7) その他議会本部が必要と認めること。

（議会本部の開設及び閉鎖）

第４条　議会本部は、市対策本部が開設された場合において、議長が必要があると認めたとき開設する。

２　議会本部は、議会が通常の機能を回復し、かつ、本部長が支障がないと判断したとき議会本部を閉鎖する。

（議会本部への参集）

第５条　議会本部を開設したときは、本部長及び副本部長は、舞鶴市議会議事堂又は本部長が定めた場所に参集するものとする。

２　本部長は、必要に応じて本部役員及び本部員の参集を求めることができる。

（庶務）

第６条　議会本部の庶務は、舞鶴市議会事務局において行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月４日から施行する。

31	**（4）先例集等の見直し** 毎定例会終了後に見直すことを基本として、必要があるときは、議会運営委員会等において見直しを行います。	**●先例及び申し合わせ事項並びに事例集の見直しは、毎定例会終了後に実施** **≪内容≫** **先例及び申し合わせ事項　新旧対象表** ※ただし、平成 28 年３月定例会から **事例集追加等項目（提要ページ順）**　※下線を追加等	1/20 4/27 5/12 7/20 10/21 11/4	実施 （工程 H28当初 実施）

No.	ページ	番号	区分	旧	新	協議・決定
1	169	49	修正	49　代表・一般質問、質疑に関する申し合わせ (1)　（略） (2)　代表質問・一般質問、質疑の通告は事前通告とし、その受付締切は、定例会初日の本会議が終了した日の**3日後**（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）の正午とする。 (3)～(5)　（略）	49　代表・一般質問、質疑に関する申し合わせ (1)　（略） (2)　代表質問・一般質問、質疑の通告は事前通告とし、その受付締切は、定例会初日の本会議が終了した日の**2日後**（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）の正午とする。 (3)～(5)　（略）	平成28年 11月4日 （金）

No.	ページ	番号	追加項目	協議・決定日
1	190	9	9　議席を変更した事例 (11)　辞職した議員の議席に繰上当選した議員(同会派に所属)の議席を指定した。(平成28年3月定例会)	平成28年 4月27日（水）
2	190	12	12　会期を変更した事例 (1)　平成23年６月定例会において、本会議最終日の６月24日に基本構想の改定並びに一般会計及び病院事業会計の補正予算が追加上程されたことに伴い、予備日の同月27日に本会議を開いて、地域医療再生計画に係る緊急質問等を行うとともに、会期を14日間延長して７月11日までとした。 (2)　平成27年12月定例会において、本会議最終日の12月22日に受理した「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」の内容が緊急に審査を要するものであるとし、同日の本会議で、25日に本会議を開いて同請願を審議するため、会期を4日間延長して12月28日までとした。	平成28年 1月20日（水）
3	198	37の次	議長の不信任の動議が否決された事例 12月22日の本会議で、議長の不信任の動議があり、当該動議は成立したが、起立採決の結果、賛成少数で動議は否決された。(平成27年12月定例会)	平成28年 1月20日（水）
4	198	41の次	本会議の再開を午前11時及び午後1時からとした事例(平成27年12月定例会) 12月22日:本会議最終日に受理した「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」を緊急に審査を要するものであるとし、当該定例会で審議するため、本　会議休憩中に議会運営委員会を開催して会期の延長及び運営要領の変更を決定し、本会議を再開して議決した。 12月24日:午前10時から議会運営委員会を開催し、当該請願を原子力防災・安全等特別委員会に付託することを決定し、午前11時から本会議を再開し議決した。午後1時から原子力防災・安全等特別委員会を開催し、当該請願に係る審査を行った。 12月25日:午前11時から議会運営委員会を開催し、当該請願の審議の取り扱いを決定し、午後1時から本会議を再開して同請願を議決した。	平成28年 1月20日（水）

5	213	114	114　参考人を招致した事例 **(5)　原子力防災・安全等特別委員会で、「高浜発電所に係る住民説明会の質問に対する回答等について」原子力規制庁1人、資源エネルギー庁1人、内閣府1人、関西電力から3人の参考人を招致した。(平成27年12月24日)** **(6)　原子力防災・安全等特別委員会で、「高浜発電所1、2号機の安全性について」原子力規制庁2人、関西電力から3人の参考人を招致した。(平成28年9月30日)**	平成28年 1月20日 (水) 平成28年 10月21日 (金)
6	216	127	127　会期中に特別委員会を開催した事例 **(19)　原子力防災・安全等特別委員会(平成27年12月15日・24日)** **(20)　北陸新幹線誘致特別委員会(平成27年12月15日)** **(21)　原子力防災・安全等特別委員会(平成28年3月4日)** **(22)　北陸新幹線誘致特別委員会(平成28年3月24日)** **(23)　原子力防災・安全等特別委員会(平成28年9月12日・30日)**	平成28年 1月20日 (水) 平成28年 4月27日 (水) 平成28年 10月21日 (金)
7	221	155	155　特別委員会に請願を付託した事例 **(1)**　新宮津火力発電所建設問題について、調査のため設けた公害対策特別委員会に、その調査事項に関連のある請願を付託した。**(昭和43年3月定例会)** **(2)　「原発の使用済核燃料の中間貯蔵施設設置反対に関する請願」及び「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」を原子力防災・安全等特別委員会に付託した。(平成27年12月定例会)**	平成28年 1月20日 (水)
8	222	157の次	**本会議最終日の12月22日に受理した「高浜発電所3・4号機の再稼働に関する請願」を、緊急に審査を要するものであるとし、会期を4日間延長して、当該定例会で請願審議を行った事例(平成27年12月定例会)**	平成28年 1月20日 (水)
8	224	171の次	**(議員の辞職)** **閉会中に議員から議長へ議員辞職願が提出され、議長が辞職を許可した事例　(平成14年1月10日、平成28年1月31日)**	平成28年 4月27日 (水) 平成28年 5月12日 (木)
10	224	上項の次	**休会中に議長宛てに議員の辞職願が郵送されてきたため、会議を開いて議員辞職を許可した事例　(平成10年3月定例会)**	平成28年 5月12日 (木)
11	224	上項の次	**議員の辞職により、繰上当選した事例　(平成28年2月12日)** **平成26年11月16日執行の舞鶴市議会議員一般選挙において、最後の1議席については得票数が同数であったため、くじにより当選人が決定された。平成28年1月31日に議員が一身上の都合により辞職したため、公職選挙法第112条第5項の規定により平成28年2月12日に繰上補充に係る選挙会が開かれ、同日、得票数が同じであった者が繰上当選した。**	平成28年 4月27日 (水)

12	226	177	177　開かれた議会を目指して市内団体との「意見交換会」を実施するに当たり、議員派遣を行った。 （平成25年９月定例会、平成27年９月定例会、**平成28年6月定例会**）	平成28年 7月20日 （水）
13	226	178	178　平和記念式典（広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式）に参加するため、議員派遣を行った。 （平成26年６月定例会、平成27年６月定例会、**平成28年6月定例会**）	平成28年 7月20日 （水）
14	226	181	181　４班（総務文教班・経済消防班・建設班・民生労働（環境）班）に分かれて、意見交換会を開催した。 （平成25年10月16日・17日・18日・11月18日、平成27年10月11日・15日・26日・27日、**平成28年7月13日・19日・20日・21日**）	平成28年 10月21日 （金）
15	226	181 の 次	**熊本地震に係る街頭募金を実施し、義援金とした。（ショッピングセンターら・ぽーる前、三ツ丸ストア余内店前） （平成28年5月27日）**	平成28年 7月20日 （水）

※参考：各派幹事会で決定

No.	ページ	番号	区分	旧	新	備考
1	173	64	修正	**64　本会議の録音テープ等の電磁的記録は、一切貸出しをしない。 （平成26年8月21日各派幹事会決定）**	**64　音声及び映像記録は、所定の様式により事務局に届け出た議員に貸出しすることとする。 （平成28年7月19日各派幹事会決定）**	平成28年 7月19日 （火） 各派幹事会

＊参考＊

・**実施開始時期**：平成27年６月定例会から

・**事例集の整理**：平成27年に慣例となっている事例については、今後整理することとした。

	32	(5) ＩＣＴ活用の検討 執行機関からの報告資料や会議資料などをペーパーレス化するとともに、情報の共有化を図るため、タブレット等ＩＣＴの活用を検討します。	**●ＩＣＴ活用に関わり、本市議会として実施が考えられる４つの取り組みについて、検討** **⑴　パソコン等へのメールによる情報伝達** ・移行期間を：　平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月末まで ・平成 29 年度から、原則として、資料等（議員協議会や委員会の審議資料、パンフレット、冊子を除く）の机上配付は行わないこととする。（決定） **⑵　タブレット端末の導入** ・導入については、議会運営委員会の下部組織として、ＩＣＴに係るワーキンググループを設置し、検討することについて申し送り（決定） **⑶　グループウエア等による情報共有** ・タブレット端末の運用が軌道に乗り、より有効に活用できる状況が整った時点で検討する。（決定） **⑷　情報セキュリティに関するルールづくり** ・「舞鶴市議会における情報セキュリティに関する申し合わせ」を協議し、決定については、平成29年速やかに行うこととする。ルールの見直し等については、情報通信技術の進展や舞鶴市議会におけるＩＣＴ活用等の状況に応じて、議会運営委員会において行うこととする。 **≪内容≫** **●ＩＣＴ活用に関する検討会を設置（平成27年11月27日設置）**※全議員で構成 各議員でＩＣＴの活用状況が異なり、すぐにペーパーレス化を実施することは困難であり、部分的に実施すれば、かえって混乱を招く恐れもあることから、ＩＣＴに関する検討会を設置し、本市議会におけるＩＣＴの取り組みを検討することした。 ＩＣＴに関する検討会では、本市議会におけるＩＣＴの取り組みについて検討し、議会運営委員会へ提言 **【設置目的】** ＩＣＴに係る知識を習得するとともに、本市議会におけるＩＣＴ活用に係る調査・研究を行うために設置する。 **【所掌事項】** ⑴　ＩＣＴに係る知識の習得 ①　ＩＣＴ関係の研修会への参加　②　業者等によるＩＣＴ活用のデモンストレーションの実施 ③　セキュリティ対策に係る知識の習得　④　その他 ⑵　ＩＣＴ活用に係る調査・研究 ①　本市議会におけるＩＣＴの現状把握　②　先進事例などの情報収集 ③　本市議会におけるＩＣＴの活用例の研究　④　その他 ⑶　議会運営委員会へのＩＣＴ活用に係る報告 **【組織】** ⑴　委員は、各会派から１名及び委員を希望する議員をもって構成する。 ⑵　座長及び副座長を置く。 **【設置時期等】** 平成 27 年 12 月定例会に係る議会人事に併せて設置し、座長のもとで、適宜、検討会を開催する。	**【ICT活用に関する検討会協議】** 2/29 5/23 7/21 8/22 8/30 9/13 **【協議】** 10/4 10/21 10/28 11/4 11/14 11/22	検討 （工程 H28当初 検討）

舞鶴市議会における情報セキュリティに関する申し合わせ（案）　※平成29年に速やかに決定を申し送り

1 趣旨

舞鶴市議会においては、市民の個人情報や議会運営上の情報などの重要な情報資産を取り扱っており、これらを様々な脅威から防御することは、市民の権利、利益を守るためにも、また、議会の安定的、継続的な運営のためにも不可欠であることから、情報セキュリティに関する申し合わせ（ルール）を定め、適切に対応する。

2 用語の定義

(1) 情報資産

舞鶴市や市民等が作成し、舞鶴市議会が入手した情報及び舞鶴市議会が作成した情報で、紙、電子データ等の形式にかかわらず全ての情報。

(2) ネットワーク

各会派の控室及び議会図書室のコンピュータ等を相互に接続するための通信網とその構成機器。

3 適用範囲

このルールは、舞鶴市議会議員（以下「議員」という。）及び舞鶴市議会事務局職員（以下「職員」という。）に適用する。

4 情報セキュリティに関するルール

(1) 会派用パソコン

① 各会派に公費で設置されているパソコン（以下「会派用パソコン」という。）は、議員、職員及び職員が作業を委任した者以外に使用させてはならない。

② 会派用パソコンを私的に利用してはならない。

③ 会派用パソコンにソフトウエアのインストールを希望する場合は、当該会派の幹事長が、会派用パソコンの管理者である舞鶴市議会事務局の許可を得て、職員の指示のもとに実施しなければならない。

④ 会派用パソコンに、電磁的記録媒体（USBメモリ等）及びその他の機器を接続する場合は、舞鶴市議会事務局の許可を得るものとする。

(2) ネットワーク

① 議員は、ネットワークを改編（機器の追加、設定の変更等）してはならない。

② 職員は、管理上必要な場合を除き、ネットワークを改編（機器の追加、設定の変更等）してはならない。

③ ネットワークを通じたインターネットの閲覧は、そのリスクを十分認識した上で、必要最小限とし、私的に利用してはならない。

④ 会派用パソコンがコンピュータウイルスに感染し、または感染の疑いが発生した場合は、直ちに当該パソコンをネットワークから切断した上で、職員及び当該会派の幹事長へ連絡しなければならない。

⑤ 職員は、ウイルス感染または感染の疑いの連絡を受けた場合、舞鶴市議会情報セキュリティ緊急対応手順に準じて必要な措置を講じなければならない。

(3) 電子メールによる情報伝達

① 職員（舞鶴市議会事務局）が電子メールにより議員へ情報資産の伝達を行う場合は、その内容に応じて、パスワード設定等の必要な措置を講じなければならない。

② 議員は、パスワード設定等の措置が講じられたメールを受信した場合、受信した旨を返信するとともに、当該情報資産の取り扱いには特に注意しなければならない。

(4) 電子メール以外による情報伝達

① 職員が電子メール以外の方法で議員へ情報資産の伝達を行う場合は、その内容に応じて、あわせて注意事項を伝達するなどの必要な措置を講じなければならない。

② 議員は、注意事項等の措置が講じられた情報資産を受領した場合、その取り扱いには特に注意しなければならない。

③ 議員は、電子メールを受け取るパソコン等のセキュリティ対策に努めなければならない。

(5) 幹事長の責務

① 幹事長は、所属議員の情報セキュリティを管理・監督するとともに、会派としての情報セキュリティ対策に努めなければならない。

② 幹事長は、会派内で情報漏えいやウイルス感染等の情報セキュリティに関する事故が発生した場合、舞鶴市議会事務局と連携して、その早期解決に努めなければならない。

(6) その他

① 議員は、入手した情報資産を第三者へ提供（SNSを利用した公開を含む）する場合において、特にその内容に留意しなければならない。

② 議員は、各会派控室の整理整頓に努め、紙等に出力された情報資産を適切に管理しなければならない。

5 ルールの見直し

このルールに定めのない事項については、議会運営委員会において協議・決定するものとし、このルールの見直しは、情報通信技術の進展や舞鶴市議会におけるICT活用等の状況に応じ、議会運営委員会において行う。

	33	**(6) 質問方式等の検討** 代表質問と一般質問の性質の違い等による質問方式や質問時間のあり方等について検討します。	**●平成27年に引き続き、実施** **≪内容≫** **「代表質問の質問方式」及び「代表・一般質問の質問時間」を次のとおり変更する。** **⑴　質問方式** ・代表質問　：　一括方式（分割方式を含む。） ・一般質問　：　一括方式（分割方式を含む。）又は一問一答方式のいずれかの方式による。（従前どおり） **⑵　持ち時間** ・代表質問　：　１会派につき 35 分を割り当て、３人を超える１人当たりにつき５分を追加した時間 ・一般質問　：　１人 40 分 **・見直しの決定**　：　平成 27 年８月６日 **・申し合わせの変更**　：　平成27年８月26日 **・適用開始**　：　平成27年９月定例会から	―	実施 （工程 H28当初 実施）
	34	**(7) 議員協議会のあり方の検討** 執行機関からの出席者や質問（当日の執行機関からの報告を除く。）の事前通告制を検討します。	**●平成27年に引き続き、実施** **≪内容≫** **執行機関の出席については、現行どおり、公務がある場合は、欠席を認めることとする。** **また、「その他」の項における発言を事前通告制とする。** **・見直しの決定**　：　平成 27 年７月 21 日議会運営委員会 **・「その他」の項における発言に関する申し合わせの協議**　：　平成 27 年８月６日・26 日 **・「その他」の項における発言に関する申し合わせの決定**　：　平成27年８月21日（於：議員協議会） **・適用開始**　：　平成 27 年９月２日議員協議会から **≪議員協議会の「その他」の項における発言に関する申し合わせ≫** ⑴　執行機関への質問は、突発的な出来事や当該議員協議会で質問しないと時機を失する事項とする。 ⑵　執行機関に質問を行う場合は、その内容を議員協議会の日の前日（その日が市の休日に当たるときは、直近の市の休日以外の日）午後３時までに書面で議長に通告し、発言の許可を得る。 ⑶　上記（2）の通告は、所定の様式により議会事務局まで直接提出することとする。ただし、ファクス又はメールにより提出しようとする場合は、電話で事前に議会事務局あてその旨を連絡する。 ⑷　議員協議会の当日（その日の前日（その日と引き続いて市の休日に当たる日を含む。）が市の休日に当たるときのその日を含む。）にマスコミ報道等で明らかになった事項について質問を行う場合は、議員協議会当日の午前９時までに口頭で議長に通告し、発言の許可を得る。 ⑸　複数人から通告がある場合の発言の順序は、原則として議長が通告書を受理した順とする。 ⑹　執行機関の答弁に対し、通告者以外の議員から答弁内容を確認することは可とする。	―	実施 （工程 H28当初 実施）

35	**（8）議会基本条例の検討** 議会活動基本計画を実行する中で、基本条例について具体的に検討します。	**●議員研修会において、議会基本条例の意義等を確認** **≪内容≫** 平成 28 年 10 月 31 日（月） 議会からの政策サイクル～「住民自治の根幹」としての議会を作動させる～ （講師）山梨学院大学法学部教授・同大学院社会科学研修科長 江藤俊昭氏による議員研修会 ※講演の中で、議会基本条例の意義等を確認した。	【研修会】 10/31	検討 （工程 H28当初 検討）
36	**（9）政策条例提案の手続等の検討** 政策条例提案をする場合の政策条例審議までの流れを整理するとともに、舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱を策定します。 ※平成28年５月追加	**●政策条例を提案する場合について、その検討を定めた手続に沿って進めることにより、スムーズな議会運営が図られることから、次の３点について整理** ⑴　政策条例審議までの流れ（「全会一致を目指す場合」と「会派等が独自に提案する場合」に分けて整理。 ⑵　条例提案書（様式） ⑶　舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱 **≪内容≫** **政策条例審議までの流れ　　（平成 28 年 5 月 12 日議会運営委員会決定）**	3/8 3/25 4/27 5/12	検討 実施 （工程 H28当初 検討 実施）

	全会一致を目指す場合	会派等が独自に提案する場合（基本）
条例提案準備等	**１　条例提案に係る準備作業** ⑴案件に係る調査・研究（現況調査、要望団体(者)の有無、課題等分析） ⑵条例化の適否（適切な手段かどうか） ⑶条例素案の作成（内容・形式） ⑷条例制定の時期（パブリック・コメントの要否等） ⑸上記⑴～⑷により「条例提案書」を作成 ※必要に応じて、議会事務局と調整、関係機関(者)とも協議	**１　条例提案に係る準備作業** ⑴案件に係る調査・研究（現況調査、要望団体(者)の有無、課題等分析） ⑵条例化の適否（適切な手段かどうか） ⑶条例素案の作成（内容・形式） ⑷条例制定の時期 ⑸上記⑴～⑷により「条例提案書」を作成 ※必要に応じて、議会事務局と調整、関係機関(者)とも協議
議長へ提出	**２　条例提案書の提出** ⑴「条例提案書」を議長に提出（説明） ⑵「条例提案書」について協議するため、議長が各派幹事会を開催	

各派幹事会	**３　条例検討** ⑴当該「条例提案書」により提案者（会派に所属しな議員を含む。）から幹事会メンバーに説明 ⑵会派での協議を経て、各会派の意向を確認 **①条例化に取り組むこととなった場合** ・議長が議会運営委員会に条例案の検討を諮問 **②条例化に取り組まないこととなった場合** ・議長が当該提案者にその旨を報告	
議会運営委員会	**４　条例立案に係る答申** ⑴提案者（会派に所属しない議員を含む。）から条例素案を委員会で説明後、質疑応答 ⑵条例素案を基に条例案を協議・決定 ⑶条例案の必要となるパブリック・コメントを経て、最終条例案を決定し、当該条例案に対する賛否の確認後、議長へ答申 ※条例案検討に当たって必要な検討組織は議運内で協議・決定	
各派幹事会	**５　最終条例案の協議** ⑴各派幹事会における最終条例案の確認 ⑵最終条例案の提案者（賛成者）の協議・決定	**２　最終条例案の協議** ⑴各派幹事会における最終条例案の確認 ⑵最終条例案の提案者（賛成者）の協議・決定
議会運営委員会	**６　条例議案の取り扱いの協議** ⑴条例議案の審議の流れを決定 ・提案説明➔質疑➔討論➔採決	**３　条例議案の取り扱いの協議** ⑴条例議案の審議の流れを決定 ・提案説明➔質疑➔討論➔採決
本会議	**７　条例議案の提出** ⑴議会運営委員会で決定した取り扱いに基づき、条例議案を審議	**４　条例議案の提出** ⑴議会運営委員会で決定した取り扱いに基づき、条例議案を審議

条例提案書（様式１）

平成　　年　　月　　日

舞鶴市議会議長　様

会 派 名

提案者名　　㊞

条 例 提 案 書

次のとおり条例提案を考えていますので、お取り計らいくださるようよろしくお願いします。

表　　題	
条例提案の 趣　　旨	
条例素案 及び関係資料	別添のとおり
パブリック・ コメント手続	要　　・　　不要 （理由）
条例制定希望	平成　　年　　月定例会
そ の 他	

※別紙により記載可能

舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、舞鶴市議会（以下「議会」という。）の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たし、もって「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするため、議会におけるパブリック・コメント手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、議会が政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨、内容等を公表し、これらに対して提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識（以下単に「意見」という。）を考慮し、最終的な意思決定を行うとともに、当該提出された市民等からの意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

（対象）

第３条　パブリック・コメント手続の対象となるものは、次に掲げる事項を定める政策等（この要綱において「政策等」という。）の策定（改廃を含む。以下同じ。）とする。

(1) 議会の基本的な方向性を示すもの

(2) 市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、議会がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる政策等の策定は、パブリック・コメント手続の対象としない。

(1)　迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの

(2)　議会に裁量の余地がないと認められるもの

（案等の公表）

第４条　議会は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の最終的な意思決定の前に、政策等の案及び次に掲げる資料（以下「案等」という。）を公表しなければならない。

(1)　当該政策等を策定する趣旨

(2)　当該政策等の案の概要

(3)　その他必要と認める資料

２　案等の公表は、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに議会のホームページへの掲載のほか、次に掲げるいずれか又は複数の方法により行うものとする。

(1)　広報紙への掲載

(2)　議会が必要と認める施設での閲覧

(3)　その他議会が定める方法

（意見の募集等）

第５条　議会は、案等の公表の日から起算して30日以上の期間を設けて、政策等の案に対する意見を募集しなければならない。ただし、30日以上の期間を設けることができないやむを得ない理由がある場合は、この期間を短縮することができる。

２　前項に規定する意見の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 郵便又は信書便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4)　議会が必要と認める施設への書面の持参
(5)　その他議会が定める方法
3　意見を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び連絡先)を明らかにしなければならない。

(意見の考慮等)
第6条　議会は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。
2　議会は、政策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を第4条第2項の規定の例により公表するものとする。ただし、提出された意見が舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第5条各号及び舞鶴市個人情報保護条例(平成16年条例第24号)第17条各号に掲げる不開示情報に該当する場合を除く。
(1)　提出された意見の概要
(2)　提出された意見に対する議会の考え方
(3)　政策等の案を修正した場合の当該修正内容

(一覧の作成等)
第7条　議会は、第4条第1項の規定により公表した案等について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、公表するものとする。
(1)　政策等の名称
(2)　案等の公表日及び意見募集期間
(3)　案等の閲覧等の方法
(4)　問合せ先
2　議会は、第3条第2項第1号に該当する政策等について、パブリック・コメント手続の対象としない理由等を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

(その他)
第8条　この要綱の定めるもののほか、パブリック･コメント手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は､平成28年5月12日から施行する。

舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱の解説

（趣旨）

第１条　この要綱は、舞鶴市議会（以下「議会」という。）の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たし、もって「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするため、議会におけるパブリック・コメント手続について、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

1　この手続の直接の目的としては、「舞鶴市議会の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たす」とするもので、議会の基本的な方向性を示すものなどを意思決定する前に、案を公表し、その案に対する市民等からの意見とその意見に対する議会の考え方を公表する手続をとることとするものです。

2　この手続の高次の目的としては、「市民に開かれた議会」及び「市民と協働する議会」とするもので、市民に議会活動を広報するとともに、市民等の多様な意見を把握し、意思決定に反映させることにより、「市民に開かれた議会・市民と協働する議会」にしていこうとするものです。

3　この手続は、議会が政策等を決定する前に、当該政策等の案に対する市民等からの意見を聞いて、その内容を考慮して最終的な意思決定を行うものであり、ただ単なる賛成・反対を問うものではなく、その多数によって意思決定を行うものではありません。

（定義）

第２条　この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、議会が政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨、内容等を公表し、これらに対して提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識（以下単に「意見」という。）を考慮し、最終的な意思決定を行うとともに、当該提出された市民等からの意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

【解説】

1　「パブリック・コメント手続」という用語は、「舞鶴市パブリック・コメント手続要綱」に規定する、それと同義として使用するものです。

（対象）

第３条　パブリック・コメント手続の対象となるものは、次に掲げる事項を定める政策等（この要綱において「政策等」という。）の策定（改廃を含む。以下同じ。）とする。

(1) 議会の基本的な方向性を示すもの

(2) 市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、議会がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる政策等の策定は、パブリック・コメント手続の対象としない。

(1)　迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの

(2)　議会に裁量の余地がないと認められるもの

【解説】

1　「議会の基本的な方向性を示すもの」とは、議会活動の基本理念や基本方針を示す条例等をいいます。
　対象となるものとしては、議会基本条例の制定及び改廃が考えられます。

2　「市内全域又は全市民を対象とする基本的な事項を定めることを内容とするもの」は、市内全域又は全市民を対象とし、特定の地域・者を対象とするものは対象外とするとともに、市政の各分野における政策の基本的な事項を定め、議会の権限を考慮して執行機関が具体的な施策等を定めるような内容のものは定めないこととするものです。
　対象となるものとしては、いわゆる政策条例が考えられます。

3　上記1及び2以外で、この手続の趣旨に照らして対象とすべきものとする場合であり、対象となるものとしては、次のものが考えられます。
(1)　舞鶴市議会に関わる条例及び規則の制定（改廃を含む。）
(2)　特定の地域・者に関するものは対象外であるものの、全地域又は全市民に対して広く意見を求める必要があると認められるもの
4　この手続の対象としないものとして、次のものを定めています。
(1)　「迅速性若しくは緊急性を要するもの」とは、手続に要する時間の経過により、条例等の意義や効果が損なわれるため、この手続を経る時間的な余裕がないものをいいます。具体的には、災害等の緊急時に対応する必要がある場合、次の会期の審議では時期を失してしまうと判断される場合が想定されます。
(2)　「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の変更を伴わないもの又は制度の改正等に伴い一部表現(文言)を変更するものをいいます。
(3)　「議会に裁量の余地がないと認められるもの」とは、法令や国、京都府、舞鶴市の計画にその内容が詳細に規定されている場合をいいます。

(案等の公表)

第４条　議会は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の最終的な意思決定の前に、政策等の案及び次に掲げる資料(以下「案等」という。)を公表しなければならない。
(1)　当該政策等を策定する趣旨
(2)　当該政策等の案の概要
(3)　その他必要と認める資料
2　案等の公表は、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに議会のホームページへの掲載のほか、次に掲げるいずれか又は複数の方法により行うものとする。
(1)　広報紙への掲載
(2)　議会が必要と認める施設での閲覧
(3)　その他議会が定める方法

【解説】
1　案等の内容は、市民等がその内容を十分理解し、適切な意見が提出できるよう、わかりやすい表現を心掛けることとし、案等の公表時期は、政策等の意思決定前の効果的かつ適切な時期を決定することとします。
2　「その他必要と認める資料」とは、市民等が手続の対象とする政策等の案を理解するために議会が必要と認める資料をいいます。
3　議会が案等を公表するときは、議事堂及び市政情報コーナーでの閲覧並びに市議会のホームページへの掲載は必ず行うものとし、広報紙への掲載や施設での閲覧などの方法も採り入れることとします。
4　「広報紙への掲載」は、まいづる市議会だよりや広報まいづる等の広報紙への掲載で、これらの掲載については、原稿の締切り等の時間的な制限や紙面の制約等があることから、適宜、議会報編集委員会での協議や市の広報担当課と協議することとします。
5　「議会が必要と認める施設での閲覧」は、西支所、加佐分室、公民館、図書館等で議会が当該政策等に係る対象などを考慮して必要と認める施設において了解を得た施設での閲覧をいいます。
6　「その他議会が定める方法」は、印刷物の配布や報道機関への情報提供等の方法が考えられます。

（意見の募集等）

第5条　議会は、案等の公表の日から起算して30日以上の期間を設けて、政策等の案に対する意見を募集しなければならない。ただし、30日以上の期間を設けることができないやむを得ない理由がある場合は、この期間を短縮することができる。
2　前項に規定する意見の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。
(1) 郵便又は信書便
(2) ファクシミリ
(3) 電子メール
(4) 議会が必要と認める施設への書面の持参
(5) その他議会が定める方法
3　意見を提出しようとするものは、住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び連絡先)を明らかにしなければならない。

【解説】
1　意見の募集期間は、30日以上を確保しなければなりませんが、30日以上の期間を定めることができないやむを得ない理由がある場合は、この期間を短縮することができます。
2　30日以上の意見の募集期間を定めることができないやむを得ない理由がある場合とは、例えば、30日以上の意見の募集期間を設定したとすると、あらかじめ定められた施行日までの施行が困難になると認められるような場合などです。
3　意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するため、記録を残すことができる方法によることとし、電話、口頭によるものは、除外することとします。
4　意見の提出者は、舞鶴市民(個人)に限らず、法人その他の団体を含めた何人とします。
5　議会は、提出された意見に対する責任の所在を明らかにするため、また、意見の内容の確認等を行うため、意見提出者に住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び連絡先)の明示を求めることとしますが、その住所、氏名等は公表しません。

（意見の考慮等）

第6条　議会は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。
2　議会は、政策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を第4条第2項の規定の例により公表するものとする。ただし、提出された意見が舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第5条各号及び舞鶴市個人情報保護条例（平成16年条例第24号）第17条各号に掲げる不開示情報に該当する場合を除く。
(1)　提出された意見の概要
(2)　提出された意見に対する議会の考え方
(3)　政策等の案を修正した場合の当該修正内容

【解説】
1　議会は、提出された意見を考慮して、当該政策等の意思決定を行います。この場合において、提出された意見を必ず採り入れるというのではなく、提出された意見について十分検討し、政策等の趣旨を踏まえて反映できるものは、反映するものとします。
2　議会は、政策等の意思決定を行ったときは提出された意見の概要とそれに対する議会の考え方を、また、当該案等を修正した場合にはその修正内容を、原則として最終的な意思決定時に公表するものとします。
3　提出された意見が舞鶴市情報公開条例第5条各号及び舞鶴市個人情報保護条例第17条各号に規定する不開示情報に該当する場合は、当該意見は公表しません。

4　この手続の趣旨は、市民等からの多様な意見を考慮して、政策等を決定していくことにあることから、賛否の結論だけを示したものについては、議会の考え方を示さないものとします。また、政策等の案に対して提出された意見の内容が当該案から逸脱しているものについても同様とします。
5　提出された意見が多数の場合は、類似の意見をまとめて公表することができるものとします。

（一覧表の作成等）

第７条　議会は、第４条第１項の規定により公表した案等について、次に掲げる内容を記載した一覧を作成し、公表するものとする。
(1)　政策等の名称
(2)　案等の公表日及び意見募集期間
(3)　案等の閲覧等の方法
(4)　問合せ先
２　議会は、第３条第２項第１号に該当する政策等について、パブリック・コメント手続の対象としない理由等を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

【解説】
1　一覧の公表は、どのような案件についてパブリック・コメント手続をとっているのか、又はとらなかったのかを市民等にわかりやすく知らせるためのものです。
2　議会は、手続をとっている政策等については当該案等の公表後に、手続の対象としないこととしたものについては当該意思決定後に、速やかにその一覧を公表することとします。

（その他）

第８条　この要綱の定めるもののほか、パブリック･コメント手続について必要な事項は、別に定める。

【解説】
この要綱の定めるもの以外で規定すべき事項については、議会運営委員会において協議し、定めることとします。

附　則

この要綱は、平成 28 年５月 12 日から施行する。

【解説】
この要綱の施行期日を平成 28 年５月 12 日としたものであり、議会は、同日以後に議会が政策等を決定しようとする場合は、この要綱に基づきパブリック･コメント手続をとることとします。

別紙４

（写）

平成２８年１０月２１日

議会運営委員会
委員長　山　本　治兵衛　様

総務文教班　座長　岸田 圭一郎
経済消防班　座長　谷 川 眞 司
民生環境班　座長　和佐谷　寛
建設班　　座長　福 村 暉 史

意見交換会の運営方法の改善等に係る協議結果について

本日、舞鶴市議会意見交換会実施要領１１の規定により、４座長で、意見交換会の運営方法の改善等について別紙のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

なお、参考として、各班の反省点等及び報告書を添付します。

○意見交換会の運営方法の改善等

１　意見交換会の方向性について

意見交換会の方向性については、次の意見が出されたことを十分踏まえた上で、検討されたい。

⑴　意見交換会は、継続していくこととして、さらにより良いものとなるよう、実施方法については、全体的に再度検討されたい。

⑵　現在実施している意見交換会は､本来議員活動として行うべきであり、各議員において勉強して、その活動を議会の中で反映していくべきだと思うが、意見交換会を継続していく方向性の中で、改めて議会全体で取り組むこととなった場合は、その決定に従うこととする。

⑶　対象とする団体が少ない班もあるため、当初スタートした「議会報告会」としての実施も検討されたい。

２　意見交換会のテーマの選定について

意見交換会の内容を議会及び議員活動に十分生かしていくためには、テーマの選定が重要となるが、各班において、現状と課題を十分整理した上で、テーマを選定されたい。

３　意見交換会の実施時期及び実施回数について

⑴　実施時期が決まっていると、せっかくテーマを選定してもその対象団体の受け入れが困難である場合も考えられることから、全体的なスケジュールの決定の際、実施時期については柔軟に対応できるよう、検討されたい。

⑵　年１回の開催としているが、実際には、意見交換会の開催時間が短いため､十分な意見交換ができない｡意見交換の内容が十分生かせるよう、事前の準備等に時間をかけることなく、回数を増やし、テーマに沿った様々な団体と意見交換を行うことも、検討されたい。

４　意見交換会での議員の発言について

⑴　議会には執行権がない中で、十分に対象団体と意見交換をするにあたり、議員個人としての発言については、事前に整理した上で、臨む必要がある。

⑵　対象団体からの意見を聴取すること以外に､各議員が課題を解決するために、対象団体へ質問を投げかけることが必要である。

５　意見交換会の配席について

意見が出しやすい雰囲気づくりの一つとして、配席を会議形式とせず、ひざを突き合わせて意見交換を行うこととするなど、配席を工夫されることを検討されたい。

６　意見交換会の役割分担等について

意見交換会の運営における座長と司会との役割分担など、全体的な運用における役割において、進行に係る時間の配分を含め、確認する必要がある。

７　議会及び議員活動に係る意見交換会の生かし方について

今回の意見交換会の結果については、総括すると、直接的ではなくても、一般質問や委員会審査などに意見交換の内容が生かせたと思うが、さらに生かしていけるようにするためには、テーマの選定時に、その生かし方について、意見交換会実施前に検討する必要がある。

８　意見要望の対応方法について

⑴　意見要望の対応については、最終的には、委員会として、意見等を取りまとめ、執行機関へ提言等を行うことも検討されたい。

⑵　意見交換会の中で出された意見や質問に対して、相手方にどのように返すのか、課題に向けた解決のための議論や、要望の仕分け及び対応については、再度、検討されたい。

９　その他

勉強会の実施について

対象とする団体の参加者全員が同様の考えを持っているとは限らないことを理解した上で、対象団体と双方向により、意見交換ができるよう、意見交換会を実施する前に、テーマや対象団体について、十分勉強して臨む必要がある。

（参考）

●平成２８年８月１０日：４座長から議会運営委員会委員長へ提出した意見

（８月２４日議会運営委員会において、提出された意見）

○意見交換会の運営方法の改善等

１　意見交換会の方向性について

意見交換会は、今後も継続していくこととして、実施時期や方法については、再度十分検討されたい。

２　班編成について

３種類の意見が出ていたことを踏まえて検討されたい。

①　現行どおり、４常任委員会を単位とした班編成でよい。

②　班編成は現行どおりとして、参加者全員が発言しやすいように、班の中で、少人数のグループに分けて意見交換をする。

③　現行の常任委員会の単位ではなく、少人数で班を編成する。

３　役割分担について

上記２の②、③において、少人数で意見交換をする場合には、他の班と連携し、記録を依頼するなど役割分担を見直す必要がある。

４　意見要望の対応方法について

（１）議員全員での情報共有は、報告書の配付ではなく、各議員の傍聴を基本とするべきである。

（２）実施要領１０（４）に記載のとおり、それぞれの班において、議長への報告だけでなく、意見や要望について必要な事項は、執行機関に報告いただく必要がある。

（参考）

これまでの各班の反省点等

【総務文教班】

●７月２９日：班会議意見

○　本年２月から班会議を重ね、意見交換会の準備を行ってきたが、事前準備の期間が長いと議員も対象団体も気軽に意見交換会に臨めない雰囲気となるため、双方が気軽に意見交換ができるよう改善すべきと思う。

○　舞鶴市ＰＴＡ連絡協議会から８名の皆さんに出席いただき、意見交換を行ったが、８名が日頃よく顔合わせをしているメンバーではなかったこと等から、議員からの質問に対する意見の発言者に偏りがあった。出席者全員の共通話題として発言のしやすいテーマの設定が必要であったと思う。

○　意見交換会の実施時期が固定されていると、議会側が実施したい時期に集まってもらうことが困難である団体等があり、結果として、意見を聞きたい団体との意見交換ができないこととなってしまうので、実施時期を固定することについては、協議が必要であると思う。

○　意見交換会に出席いただいた全員が発言しやすいよう、会議のイメージでの配席ではなく、少人数のグループをつくり、ひざをつき合わせたイメージの配席で、実施するとよいのではないかと思う。

○　「子どもたちの夢達成に向けたサポートについて」をテーマとしていたが、保護者の立場から、また、ＰＴＡ役員の立場から、それぞれ、普段聞けない話を聞けてよかった。今回の意見交換会を９月定例会や委員会等において活かしていきたいと思う。

●１０月１３日：班会議意見

○　「舞鶴市ＰＴＡ連絡協議会」を対象とし、「子どもたちの夢達成に向けたサポートについて」意見交換会を行ったが、委員会等での審査において、各委員が意見交換会の内容を咀嚼し、教育に係る総合的な判断から質問できたことについては、意見交換会の内容が生かせたと思う。

○　本会議や委員会において、意見交換会の内容を十分に生かすためには、実際に意見交換会をする時間が１時間半から２時間では少ないと思う。事前準備等に手間をかけることなく、回数を増やし、テーマに沿った様々な団体と意見交換を行い、最終的には、委員会として意見等を取りまとめ、執行機関へ提言等をするべきだと思う。

○　対象とする団体が少ない班もあるので、舞鶴市政が課題としているテーマを設定し、幅広い分野の方々と意見交換を行うこともよいと思う。

【経済消防班】

●８月５日：班会議意見

○　想定していたことではあったが、１人の方の発言が長くなってしまった場合でも途中で止めることは難しく、発言機会が少ない参加者もあった。

○　商店街事業者は生活がかかっていることなので、話に熱がこもるのは当然のことで、商店街をフィールドにまちづくり活動をしている団体との温度差があるのは仕方ない。

○　立場の違う団体が一同に会して行うことのメリットもあると思うし、個別にじっくり意見交換することもメリットはあると思うので、どちらがよかったかは判断しにくいところ。

○　テーマは「商店街の振興」であったが、「まちづくり」の方向に流れていた。商店街の振興につながるまちづくりではあるが、もう少し商店街の議論ができればよかった。

○　今回の相手方からは、行政への要望ではなく、まちの将来を見据えた意見や現状が聞けて有意義であったと思う。

○　意見交換会の結果をどう生かしていくかは、議員個人の意識によるところが大きい。一般質問や委員会での質疑などに生かすことは十分にできる内容だったので、積極的に取り組みたい。

○　結果を何らかの形で各団体にフィードバックしたい。

○　要望の仕分け（班で対応するのか議会として対応するのかなど）を行う体制を考えておく必要がある。

○　執行機関の関係者の傍聴について、各班でばらつきがあったように思うが、依頼やお知らせについて検討しておく必要があるのではないか。

○　他の班で「執行機関ではないので・・・」という発言があったが、相手方に「言ってもしょうがない」と思われないように、しっかり説明しておく必要があると考える。

●１０月１１日：班会議意見

○　生かせるものは生かしていくべきであるが、必ずしも目に見える形で反映されなければならないとは考えていない。現状を認識するとともに、行政とは違う視点からの意見を聞くこと自体に意味があり、直接的ではなくても、その後の質疑等に生かせることになると思う。そういう意味では、生かせたと言えるのではないか。

○　意見交換会における議論を踏まえて一般質問を行ったが、それを見た意見交換会の参加者から連絡をいただいた。参加された方々に対する姿勢としても、何らかの形で反映しなければならないと考える。

○　意見交換会の中で出された問題点の解決に向けた議論や、要望の仕分けと対応が重要だと考える。

【民生環境班】

●８月２日：班会議意見

（全体的な意見）

○　限られた時間の中で意見交換を行うには、参加団体の人数、議員の数（班体制）を少なくしたほうが意見が出しやすいと感じた。

○　意見交換に集中するために、要録は他の班で行うのも１つの方法ではないか。

○　意見交換会実施に係る打合せ等をもっと簡略化できないか。

（民生環境班に係る意見）

○　民生環境班では司会が最後まで進めたが、最初と最後は司会が行い、意見交換の時は座長が行った方が良かったのではないか。

●１０月２０日：班会議意見

○　舞鶴市民間保育園連盟を対象として、「よりよい保育環境づくりについて」意見交換会を行ったが、認識を深めることができ、委員会の質疑等において意見交換会の内容を生かせたと思う。

○　広く後期実行計画を見る上で意見交換会の内容は参考になった。

○　今後の議員活動の中でも生かせられると思う。

○　参加者から意見を聞くことが多かったが、議員からの意見について意見交換を行うこともよいと思う。

【建設班】

●８月４日：班会議意見

○　**事前の調整・準備**

意見交換の相手方の学生や教授が大変忙しく、実施を考えていた共同の現地視察も含め、事前の打ち合わせや調整が十分できなかった。

また、議会の二元代表制や議員の立場などについても事前の説明が必要であったと思う。

○　**テーマとの関連性の確認や議論のポイントの絞り込み**

今回の「まちづくり」という大きなテーマの中で、学生の発表や意見の内容等について、その位置付けやポイントなどをもっと明確にしておけば、よりテーマの趣旨に沿った意見交換ができたと考える。

また、学生の事前アンケートの内容を十分活用できなかった。

○　**その他**

①　今回の高専学生との意見交換は、普段接することの少ない若者の斬新な考え方に触れることができてよかった。

②　今後の意見交換会のあり方については、各班が毎年同時期に行うのではなく、それぞれが必要と判断したときに実施すればよいのではないか。

●１０月１２日：班会議意見

○　今回の意見交換会は、舞鶴高専の学生のまちづくりに関する提案や意見を聞くことに主眼を置いたものであり、内容的に直接議会の質疑等に結びつくものではないが、普段接することの少ない若者の斬新な考え方などを聞かせていただいたので、今後の活動の参考として生かしていきたい。

○　現在実施している意見交換会は、本来議員活動として行うべきものであり、議会活動として実施することには無理があると考える。

○　市の施策等について議員は答えられないと言わず、議員個人としての意見を述べればよいのではないか。

○　意見交換会で出された意見や質問に対して、相手方にどのように返すのか、意見交換会全体のルールづくりが必要ではないか。

平成２８年 舞鶴市議会意見交換会報告書

総務文教班

開催日時	平成２８年７月１９日（火）		
開催場所	舞鶴市役所 本館４階 議員協議会室		
テーマ	子どもたちの夢達成に向けたサポートについて		
対象団体等	舞鶴市ＰＴＡ連絡協議会	オブザーバー	城北・加佐中学校　校長
参加人数	８名	傍聴者数	１９名
出席議員（役割分担）	岸田 圭一郎（座長）	後野 和史（司会）	高橋 秀策（資料準備）
	西村 正之（資料準備）	杉島 久敏（記録）	眞下 隆史（報告）

内容

【概要】

議長の挨拶に続き、座長から意見交換会開催の趣旨及び議会報告を含めた挨拶。引き続き、ご出席いただいた「舞鶴市ＰＴＡ連絡協議会」８名、オブザーバーとしてご参加いただいた「城北及び加佐中学校の校長」からの自己紹介の後、平成２８年度の教育費に係る主な事業や、昨年に実施した意見交換会の内容等を資料とし、テーマに沿って意見交換を行った。

【意見・要望等】

（委員）　昨年は、市内７中学校１４名の生徒代表と「将来の自分の夢」や「どんな舞鶴市を望むのか」などについて意見交換を行った中で、「将来、人のために頑張りたい」と答えた生徒が多かった。昨年の意見交換会で述べられた意見や思いに、委員からは「親御さんは立派に子育てをしていただいている」と感想があり、子どもたちの夢が実現するようそのサポート体制について、意見を伺った。

（ＰＴＡ）　「子どもたちに地元企業の仕事内容を知ってもらうため、舞鶴市内の企業から学校に訪問していただき、就労者の率直な意見に触れ合う機会があってもよいのではないか」「地元企業から話を聞く機会を小学生からつくってほしい」との意見。また、職場体験については、「実際に職場を体験することは、子どもの進路に大きな影響を与えると思うので、職場体験の選択肢を拡大してほしい」との意見。また、「子どもたちは世の中にどんな仕事があるのか、目に見える職業しか分かっていない。早くから職場体験を通して多くの職種を知ることがよい」との意見の一方で、「小学生では遊び感覚の域を超えないので、就職とは何かを考え始める中学生から職場体験を実施する方が妥当だと考える」との意見があった。

（委員）　職場体験に関わって、小学生と中学生に、今後、「職業」への考え方をどのように持たせるのかを検証していきたい。

（委員）　「自分の子どもにどんな職業に就きたいのか、会話をしたり、また、アドバイスなどされているのか」を伺った。

（ＰＴＡ）　「それなりに会話はしている」「まったく話さない」と両方の意見が出された。「就職先を選ぶ側より就職先から選ばれる側になってほしい」「職業に関する情報はメディアから知ることが多く、将来何になるにしても勉強をしっかりするようアドバイスしている」「親の思いや対応として、地元で働きたくても、子どもが目標としている職業があるのか心配である」「親の立場から情報を与え、いつでも相談に乗れる状況をつくっている」「子どもも将来のことを語らないし、親としても聞かない。ただ、持続してやれる力をつけるため、クラブ活動だけは続けるよう指導している」「市長が講話された知識や技術は、身を守る

	鎧である。一つのことを目指し、手に入れようとすれば競争になることを理解させること、また、子どもに勉強の必要性を自ら感じ取らせ、親はそのサポートに徹している」などの意見があった。
	（ＰＴＡ）　小中一貫教育を始めるにあたり、小・中学校の教員間の交流が十分にあるのか疑問に思う。小・中学校の教員間の考え方にギャップがあるようにみえる。
	（オブザーバー）小中一貫教育は、小・中学校間の単なる連携ではなく、もうワンステップ上を目指している。小学校と中学校には違いがあるが、計画的にどのようにすれば子どもたちのためになるのかを全体的に考え、子どもにとってマイナスとなる部分は取り除き、プラスとなる部分は継続又は新たに取り入れていくこととしている。
	（委員）　子どもたちの学力向上について、学校や先生に望むことを伺う。
	（ＰＴＡ）　「学校の先生は大変ご苦労だと感じている。どの子どもの学力に合わせて授業を進めてよいのか悩まれているのではないか」「学校は『ホームワーク』の利用を促すが、２割の子どもが利用せず、親も関心がないように思う」「生涯学習ということで大人も勉強していく環境の取り組みが必要ではないかと思う」「夢を実現するために学力は必要であることから、先生によっての温度差をなくしていただきたい」「クラブ活動に関して遠征費などの支援があればありがたい。自治会との連携により資源回収による収入を利用するなどのしくみはできないか」「中学生になると進学に対する情報収集や学力向上のために塾に通わせているが、家計への負担が大きい。塾に通っている子どもとそうでない子どもとの学力の差が生じないよう、退職された先生に教えていただくなど、放課後授業の提案をしてほしい」などの意見があった。
	（ＰＴＡ）　中学生の不登校に対する取り組みや、行政側の対応についてどう感じておられるのかを問う。
	（委員）　「学校側は一生懸命に取り組んでいただいている。小中一貫教育による他市の事例を見ると、不登校の解消につながっている。期待してもらいたい。いじめや不登校に関しては舞鶴市としても徐々に予算を増額し、取り組んでいる。有効に予算が執行されていることを理解していただきたい」と伝えた。
	《総評》　本年５月に総務文教委員会で、施設統合型、施設分離型の小中一貫教育施設の視察をさせていただき、「子どもの思いをしっかり受け止め、より良い方向へ進めていかなければならない」と改めて感じたことを踏まえて、参加者に対して、今後も「親として子どもをしっかり見つめていただくよう」お願いをさせていただいた。舞鶴市としては、小中一貫教育は、あくまでも先生のためにあるものでなく、子どものためにあるものだとの考えで、小・中学校間の連携をしっかりとっていただき、改善点を見出して、魅力ある学校づくりを目指し、より良いものにしていただきたい。不登校の解消に関しても「安定した友達関係を早期からつくり上げる」とした狙いを持たせたものが、まさに小中一貫教育の目的でもあるので、その解消に向けて取り組んでいきたい。

舞鶴市議会議長　桐　野　正　明　様

平成 28 年 7 月 29 日

舞鶴市議会意見交換会実施要領第９項（１）により、報告書を提出します。

総務文教班 座長　　岸 田　圭 一 郎

平成２８年 舞鶴市議会意見交換会報告書

経済消防班

開催日時	平成２８年７月２０日（水）午後７時～午後９時			
開催場所	舞鶴市役所 本館４階 議員協議会室			
テーマ	商店街の振興について			
対象団体	東舞鶴商店街連盟・舞鶴商工振興会・舞鶴クリエイティブアソシエーション・KOKIN			
参加人数	１５　名	傍聴者数	１０　名	
出席議員（役割分担）	谷川眞司（座長・挨拶）	伊田悦子（司会）	伊藤清美（記録）	
	今西克己（記録・報告）	上野修身（報告）	松岡茂長（資料）	松田弘幸（資料）
内　容	**【概要】** 上野副議長の挨拶、谷川座長の挨拶のあと、出席者の自己紹介に引き続き、谷川座長から３月定例会の報告、商店街の振興対策における意見交換会の趣旨説明を行い、その後商店街の振興についてそれぞれの立場で、現状、課題、考え等の意見交換を行った。			
	【意見交換会の趣旨】 舞鶴市議会は、現在、議会活性化についての取組みをしている。これは、市民に開かれた議会、また、二元代表制として合意形成のできる議会を目指しており、市民の皆様から多くの意見を聞く機会を議会として持つことが必要と認識し、その考えのもと、この意見交換会を開催させていただく。			
	【意見交換会に入る前の挨拶と現状】 東舞鶴商店街連盟理事長は、昔２５０店舗あった商店が現在では、高齢化が進み、ほぼ三分の一にまで減少している。若い人に入ってもらっても、補助金が切れたら店を閉鎖してしまう悪循環になっている。 担い手である若い人にいかに繋げるかが課題で、新しい人に入っていただき、意欲のある持続可能な商店街をつくっていただきたい。 舞鶴商工振興会長は、極めて厳しい状況にある。西舞鶴では、７商店街から４商店街になってしまった。昭和３０年代が最も繁栄した頃で良かった。店舗数が現在では、六分の一になっており、空き店舗は５４店舗もあり、全体の３割になっている。 舞鶴クリエイティブ副理事長は、商店街だけでは現状として無理がある。若い人の考え、若い人の力で社会現象を起こすような取り組みが必要と考える。たとえば、艦コレのように風を吹かすことを考えている。インターネット上で拡散させるなどいろんな仕掛けをしていく。 KOKIN 代表は、この街が好きだ。街を楽しむ８名位の任意団体で活動している。レンタルスペースを活用して人が滞留するような拠点作りが必要である。チャレンジカフェを開店し、街を楽しんでもらえるネットワークを広げて行く。			
	【意見交換】 商店街の現状は、高齢化が進み担い手がいないのが現状である。対策は、			

	人をいかに街中に誘導するか、いかに担い手を作っていくかに尽きる。景観に考慮した商店街を創生していくことが大事である。 商店街の復活が大事である。今の商店街はアーケードだけが財産になっている。ネット商売でも負けている。商店街に来てもらうには、空間を作る。空間がないから人が来ない。早くビルセンターを撤去し、五条公園を整備して振興を図る。誘客は旧海軍を切り口にする。 商店街にどうやって入ってもらうかに尽きる。ひとつの方法として、百円商店街をつくり、そのことをSNS等で発信する。 海・山・川の三点セットがある舞鶴が好きだ。３０代が頑張って商店街に戻って来てもらえる魅力ある舞鶴にする。
	【クルーズ客船の観光客の誘客に向けた意見交換】 大いに期待している。誘客については、お茶、琴、和装など日本の文化そして舞鶴の持っている良さを表現して誘客している。 観光客が舞鶴で見たいものは海上自衛隊だと思う。旧海軍も売りにしていくことが大事であり、このためには、WiFiの整備が大事である。 いかに東西の商店街に足を向けてもらうかにかかっている。地方創生の中で工夫していきたい。
	【商店街の仕掛け作り関する意見交換】 行政依存は駄目である。自力で何ができるか。舞鶴は最初赤レンガでスタートし、海軍の資源で育った街。艦コレで大成功した。SNS上でアクセス数２０万ダウンロードにもなり、舞鶴が聖地化された。旧日本海軍四軍の日本遺産が有効なコンテンツビジネスになるし、それが聖地ビジネスになる。これが街づくりの仕掛けでありチャンスになる。
	【意見交換の終わりにあたって】 地元の皆さんの元気がないといけない。一例として予算なしで旧海軍を売りでやる。迷路を作り、旧海軍の秘宝をQRコードでゲットし、商店街をコースに入れて街へ人をいざなう。例えば、海軍レストランをオープンさせ、艦コレをやり、フェイスブック、ツイッターなどのSNSでツールとして発信すれば、有効なコンテンツとなり誘客できる。近隣市町以外の人が連泊で舞鶴に来てくれる。現に三連泊で多くの人が舞鶴に来た。
	【意見交換のまとめ】 多くの貴重なご意見を頂戴した。従来の固定観念に捉われずに新しい発想のもとに、今日皆様からいただいたご意見を今後の議会活動に活かしていく。

舞鶴市議会議長　桐　野　正　明　様

舞鶴市議会意見交換会実施要領第９項（１）により、報告書を提出します。

平成２８年７月２６日

経済消防班座長　谷　川　眞　司

平成２８年 舞鶴市議会意見交換会報告書

民生環境班

開催日時	平成２８年７月２１日（木）午後３時～５時			
開催場所	舞鶴市役所 本館４階 議員協議会室			
テーマ	よりよい保育環境づくりについて			
対象団体	舞鶴市民間保育園連盟			
参加人数	１２名	傍聴者数	１３名	
出席議員（役割分担）	和佐谷寛（座長）	上羽和幸（記録・報告）	尾関善之（議会報告）	亀井敏郎（司会）
	小杉悦子（資料準備）	鯛　慶一（要録）	山本治兵衛（記録・報告）	
内容	**【概要】** 議長と保育園連盟会長の挨拶に続いて、出席議員の自己紹介を行った後に、予め準備及び配布した資料に基づき、一般会計の歳出について保育関係の事業説明と６月定例会の審議内容について報告した。 その後、各保育園長から自己紹介と自園の紹介を受けた後に、「よりよい保育環境づくりについて」をテーマとし、意見交換を行った。 多くの意見や要望を交換し、最後に座長から閉会の挨拶を述べ、閉会した。 **【意見・要望等】** ・保育園の運営費について、年度途中からの入園となる予約に対し、実際の受入態勢を構築する職員体制は４月から準備を整えなくてはならないが、運営費で支給される職員費については、園児が入園してからになる。その事が民間保育園の経営面で影響を与える事があり、職員確保の問題や入園受入の困難な状況を作り出す。何か良い方法を一考頂きたい。 ・保育園の運営費は国が５０％を負担し、残りは京都府と舞鶴市がそれぞれ負担する。つまり、保育環境を良くするには市の保育行政について、どのように考えるかである。府下の南部へ注目すると市の単費が明らかに違う。 ・実際の職員募集について、時給額に明らかなギャップがある。年次昇給についても他の分野における職業と比べても見劣りする現状がある。人材確保の面から、最初に考えなくてはならない現実である。 ・舞鶴市は乳幼児教育ビジョンが策定され、幼保小連携の強化を求めており、各園も理解し協力をしている。ただ、よりよい保育や教育には大人の手がかかるという事実を理解してほしい。国の基準で運営する以上は必要以上な保育士を雇用する事も叶わず、子どもが多すぎる、職員が少なすぎる、園舎も狭すぎる。舞鶴市には独自の基準でよりよい保育をめざしてほしい。 ・園児の食事について、各園は自園調理である。各園が工夫を凝らして園児の為に用意している食事をぜひ、ごらんいただきたい。 ・西地区のこども園について、定員割れの私立園が存在するにも関わらず、新たなこども園の創立には疑問がある。			

舞鶴市議会議長　桐　野　正　明　様

平成２８年　８月　２日

舞鶴市議会意見交換会実施要領第９項（１）により、報告書を提出します。

民生環境座長　　和佐谷　寛

平成２８年 舞鶴市議会意見交換会報告書

建設班

開催日時	平成２８年７月１３日（水）午後３時～午後５時			
開催場所	舞鶴工業高等専門学校大会議室			
テーマ	舞鶴・これからのまちづくりについて			
対象団体	舞鶴工業高等専門学校学生			
参加人数	１８　名	傍聴者数	２６名	
出席議員（役割分担）	福村暉史（座長）	林　三弘（司会）	小谷繁雄（議会報告）	石束悦子（資料）
	肝付隆治（報告）	田村優樹（資料）	水嶋一明（記録）	
内　容	**【概要】** 議長及び舞鶴高専校長の挨拶のあと、出席者の自己紹介を行い、福村座長から意見交換会の趣旨・テーマ・進め方を説明。続いて小谷議員が議会報告及び舞鶴市が進める主要事業の説明を行い、その後これからのまちづくりに対する意見交換を行った。 **【意見交換会の趣旨】** 意見交換会は、議会の活動を市民の皆様に知っていただくことや、意見交換を通じ市の抱える課題解決のために市民の皆様と情報を共有し、舞鶴のまちづくりに反映させることを目的としている。今回は高専学生の若い方々の意見を聴かせていただき、今後の市政に生かしていきたい。 **【斉藤校長の冒頭挨拶】** まちづくりを志して舞鶴高専で建設工学を学ぶ学生にとって、市政の方針策定に深く関与している建設班の方々と意見交換できることは貴重な経験であり、また高専では自治課題の解決にも取り組んでいることからも得難い機会であり、この交流の中から新しいアイデアが生まれればと思う。 **【これからのまちづくりに関する意見交換】** 高専学生からまちづくりに関する３つの具体的提案が示され、それぞれの提案ごとに意見交換を行った。 **提案１　丸山小学校活用プロジェクト** 舞鶴市三浜地区にある旧丸山小学校は、現存する唯一の木造校舎であり、これを活用し地域の活性に役立てたい。しかし、校舎の老朽化は予想以上に進んでおり、校舎を安全に使用できるようにするためには多くの時間と経費がかかるため、校舎の風景全体を活用し、校舎の風景が日常となっていた頃の記憶を繋ぐ拠点にすることを目指し、「記憶から記憶を臨む」をコンセプトに、校舎に寄り添い活用を考えるきっかけとなる場所として校舎が見える小屋を作ることを考えた。小屋は１０ｍ^{2}程度の最小限の大きさとし、記憶に触れ歴史を感じながら校舎を眺められるよう校舎の廃材を利用することとした。 議員からは、舞鶴全体としてどのように活用できるか、苦労したことは何かなどの質問があった。			

内　容	
	提案２　商店街のゲストハウス
	舞鶴への旅行者が増加している現状の中で、市内のホテル、旅館営業は減少しており、商店街の空き店舗増加問題と舞鶴市の観光振興寄与を合わせて解決する方法として、商店街の中にゲストハウスを建築することを提案する。今回提案するゲストハウスは、旅館業法が適用される宿泊施設で、一泊２０００円～４０００円でバックパッカーと呼ばれる外国人観光客や地域住民を対象とする。日本型体験をコンセプトとし、建物の構成は６ｍ×２０ｍの敷地に１階は大広間で交流スペース、２階は宿泊とトイレ・シャワーなどの公共スペース、３階は宿泊スペースとしている。
	議員からは、費用対効果、自炊の設備についてなどの質問がああった。
	提案３　道の駅舞鶴港とれとれセンター増築案
	今回の提案で中心となるのは自転車であり、その理由は、「車社会を前提とした道の駅は本当に道路利用者のためのものか」、「自転車の利用者が増加していること」、「ゆらりサイクリングロードがとれとれセンターの前を通っていること」、これらのことから自転車によって地域の魅力を発信し地域強靭化を促せるのではないかと考え、とれとれセンターの増築案を提案した。
	案内容は大野辺緑地に廻船問屋の屋並みを思わせるような屋根を掛け、バイスクールステーションとして新しい景観を生むような建築にすることによって地域の歴史を自転車で伝えるとともに、自転車の聖地として舞鶴を全国に発信できるようになるのではないかと思う。
	議員からは、レンタサイクルについて、駐車場の大きさについてなどの質問があった。
	【全体を通しての意見交換】
	学生から、舞鶴らしさをまちづくりの基本構想に示すこと、舞鶴に住むことに対する魅力の発信について、新幹線誘致のメリットについて、引揚記念館の学芸員について、交流人口増加のための施策について、由良川の防災整備について、Wi-Fi の整備について、公共交通についてなどの質問・要望があった。
	【意見交換のまとめ】
	今回の提案及び意見交換の中で発表されたまちづくりに関する若い人たちの着眼と発想は非常に新鮮で新しいまちづくりの参考となるものであり、今後の舞鶴のまちづくりと議会活動に活かして行きたい。

舞鶴市議会議長　桐　野　正　明　様

平成２８年８月４日

舞鶴市議会意見交換会実施要領第９項（１）により、報告書を提出します。

建設班座長　　福　村　暉　史

別紙６

舞鶴市議会における災害対応について

（暫定版）

平成28年10月4日策定

舞鶴市議会

はじめに

舞鶴市議会では、平成２７年５月に第１９期の議会が取り組む活動の指針として、「第１９期舞鶴市議会活動基本計画」を策定し、この計画における活動の基本となる目標を「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」の３つを掲げ、その実現に向け、計画的に活動してまいりました。

近年、大規模災害が全国各地で発生していることを受け、「効率的・効果的な議会運営」の観点から、大規模災害発生直後からの緊急的な事態においても舞鶴市議会とその構成員である議員がその役割を十分に果たすことができるよう「議会における危機管理」を整理することとし、災害発生時における議会や議員の考え方・行動等について、議論を重ね、舞鶴市議会における災害対応の取りまとめを行いました。

目　次

○　災害時における対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・　1
１　災害時における議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・　2

２　災害時における議員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
⑴　議会の構成員としての役割・・・・・・・・・・・・・・・・　3
⑵　地域の一員としての役割・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
⑶　議員の活動・行動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

３　災害時における執行機関との関係・・・・・・・・・・・・・　5
⑴　議会と執行機関との連絡調整窓口の一本化（原則）・・・　5
⑵　執行機関の災害対応を優先するための議会運営上の配慮・　5

○　舞鶴市議会災害対策・支援本部（議会本部）・・・・・・・・・・　7
１　議会本部の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
２　議会本部の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
３　議会本部の所掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
４　議会本部の開設・閉鎖時期・・・・・・・・・・・・・・・・・10
５　議会本部へ参集する場合の判断基準・・・・・・・・・・・・・11
６　議会の役割・議会本部の役割・・・・・・・・・・・・・・・・12

○　舞鶴市議会災害対策行動マニュアル
（一般災害・震災対策共通編）・・・・・・・・・・・・・・・・・13
１　行動マニュアルの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
※　基準とする期間（一般災害対策・震災対策）・・・・・・・・16

２　初動期における行動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
⑴　議会の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
①　本会議・委員会開催時の対応・・・・・・・・・・・・・・・17
②　本会議・委員会が開催されていないときの対応・・・・・・18

⑵　議員の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
①　本会議・委員会開催時の対応・・・・・・・・・・・・・・・19
②　本会議・委員会が開催されていないときの対応・・・・・・20

３　応急期における行動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
⑴　議会本部の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
⑵　議員の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

４　復旧・復興期における行動基準・・・・・・・・・・・・・・・23
⑴　議会本部の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
⑵　議員の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

５　議会事務局の対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

６　防災訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

７　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

災害時における対応の基本的な考え方

1　災害時における議会の役割

・議決機関、意思決定機関として、被災状況の確認や被災地の要望の把握を行う。
・執行機関の災害関連の補正予算等の審議を行う。
・その成立後には災害対策の進捗確認や防災・減災への提言を行う。

議会の役割		災害時における議会の役割
① 市民の意思・意見の把握	⇒	被災状況の確認、現地の要望の把握
② 政策の提案・提言	⇒	市への災害関連予算の要望 国、府、関係機関等への要望
③ 議会としての意思決定（議決機能）	⇒	条例・予算等の議案審議
④ 施策・事業の点検・監視・評価	⇒	災害対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討
⑤ 議会活動に関する市民への説明	⇒	災害対策、議会活動の広報 さらなる要望等の把握

2 災害時における議員の役割

（1） 議会の構成員としての役割

・市民から信託された市民の代表として、被災状況の確認や現地要望の把握を行う。

・被災地の状況や要望等現地の情報を伝えるとともに、市民の意思を的確に市政に反映させるため、現地調査、議案審議等の災害時における議会活動に従事する。

（2） 地域の一員としての役割

・議員の役割を認識したうえで、災害発生直後から舞鶴市議会災害対策・支援本部（以下「議会本部」という。）の閉鎖まで、議会本部の本部長（議長）からの招集がないときは、地域の一員として、被災者の救援、避難所運営等に従事する。

（3） 議員の活動・行動基準

・議員に求められる具体的な行動については、概ね、次のとおり

① 災害発生直後から議会本部開設まで（初動期）

ア　自身等の安全確保
イ　自身の安否等の伝達
ウ　被災状況等の情報収集と伝達
エ　地域の一員としての活動

② 議会本部の開設から活動決定まで（初動期、応急期）

オ　議長、副議長、各会派の代表者
　　議事堂又は議長が定めた場所へ参集し、議会本部としての活動について検討
カ　他の議員　①のア～エの継続

③ 議会本部会議での活動決定後（応急期、復旧・復興期）

キ　議会本部の構成員として、活動に従事

3 災害時における執行機関との関係

執行機関の災害対策を支援

（1） 議会と執行機関との連絡調整窓口の一本化（原則）

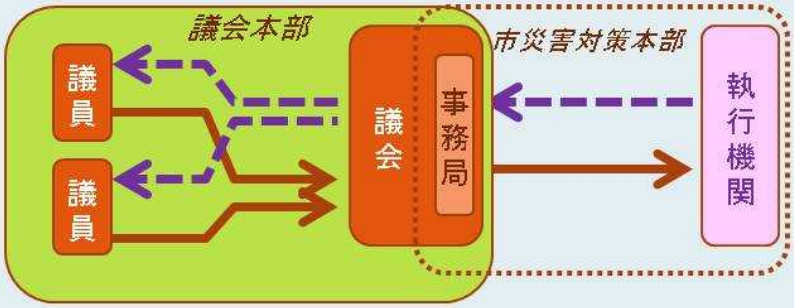

（2） 執行機関の災害対応を優先するための議会運営上の配慮

舞鶴市議会災害対策・支援本部（議会本部）

1 議会本部の役割

議会本部

舞鶴市議会
舞鶴市議会議員

→ **議会として必要な活動を行う。**

→ 舞鶴市**災害対策本部と連携**して、市の災害対策を**側面から支援**する。

2 議会本部の構成

本部長（議長）	本部事務の総括 本部役員・本部員の指揮監督
副本部長（副議長）	本部長の補佐 本部長に事故ある時、職務代理
本部役員（各会派の代表者）	本部長・副本部長の補佐 本部の事務に従事
本部員（他の議員）	本部長の命を受け、 本部の事務に従事
事務局	本部の庶務

3 議会本部の所掌事務

① 議員からの**災害情報を収集・整理し、市災害対策本部に提供**する。

② 市災害対策本部から**災害情報の報告を受け、議員に情報提供**を行う。

③ 必要に応じて、**被災地、避難所等の調査**を行う。

④ 議会として必要な活動を行うため、**議員の安否を確認**する。

⑤ 舞鶴市議会議事堂の使用が不可能な場合、**会議場所確保について調整**する。

⑥ 災害からの復旧・復興を支援するため、必要に応じて、**国・府・関係機関等に対する要望活動の準備**を行う。

⑦ その他議会本部が必要と認めること。

4 議会本部の開設・閉鎖時期

① 開設=議長判断
市災害対策本部が開設された場合において、**議長が必要と認めたとき**

② 閉鎖＝本部長判断
議会が通常の機能を回復した後、復旧状況に応じて閉鎖する。

5 議会本部へ参集する場合の判断基準

災害対応の期間	参集の判断基準	参集する者					参集場所
		本部長	副本部長	本部役員	本部員	事務局	
初動期（開設時）	**議会本部が開設されたとき** ＊大雨・暴風等の特別警報が発表され、特別な警戒を必要とする場合 又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合 ＊市域に震度6弱の地震が発生した場合、震度5強であっても相当な被害があり、又は予測される場合 市域に津波警報が発表されたとき	○	○			○	舞鶴市議会議事堂 又は 本部長が定める場所
初動期 応急期	**本部長の判断（招集）により参集** ＊議員が地域の一員としての活動を行えるよう、必要最小限の人数で災害対応に係る協議等を行う場合	○	○	○		○	
復旧・復興期	**本部長の判断（招集）により参集** ＊議員全員で災害対応に係る協議等が必要である場合（議員は、可能な限り議会本部会議に参集）	○	○	○	○	○	

※ 被害状況により、参集できない場合は、電話等で対応する。
※ 議会事務局は、庶務として対応する。

6 議会の役割・議会本部の役割

災害時における議会の役割	議会	議会本部
被災状況の確認、現地の要望の把握		○
市への災害関連予算の要望 国、府、関係機関等への要望	○	○（準備）
条例・予算等の議案審議	○	
災害対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討	○	
災害対策、議会活動の広報 さらなる要望等の把握	○	

舞鶴市議会
災害対策行動マニュアル
（一般災害・震災対策共通編）

1 行動マニュアルの趣旨

舞鶴市内で
大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（※）
（舞鶴市災害対策本部が開設された場合）
舞鶴市議会（以下「議会」）及び 舞鶴市議会議員が（以下「議員」）
議会として必要な活動を行うとともに
舞鶴市災害対策本部と連携して、
市の災害対策を側面から支援するために
必要な行動について定める。

（※）大規模災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合とは
（市災害対策本部の開設基準に準じる。）

風水害、土砂災害等（一般災害）の状況	地震、津波（震災）の状況
・大雨、暴風等の**特別警報が発表**され、**特別な警戒を必要**とする場合又は**相当規模の災害が発生**し、若しくは**発生するおそれ**がある場合	・市域に**震度6弱の地震が発生**した場合 ・**震度5強であっても相当な被害**があり、又は**予測される**場合 ・市域に**津波警報が発表**されたとき

※基準とする期間（一般災害対策・震災対策）

期間区分	期間定義
初動期	災害発生時から概ね７２時間が経過するまで
応急期	初動期を経過後、応急措置を講ずる時期とし、 復旧・復興期までの期間 ※　警報が解除され、被害が収束した段階まで
復旧・復興期	応急期経過後、議会が通常の機能を回復するまで

2 初動期における行動基準

（1） 議会の対応

① 本会議・委員会開催時の対応

○ **議事を調整**し、**参集者全員の安全を確保**する。

本会議	・**議長**は、**状況に応じて、本会議の「休憩」を宣言** ・**議長**は、**休憩宣言後、以下いずれかの対応を判断する。** ① 安全を確認し、**会議を再開** ② 直ちに会議を再開し、「延会」することを諮り、「**延会**」を宣言 ③ 閉議時間の到来により、**自然延会**
委員会	・**委員長**は、**状況に応じて委員会の「休憩」を宣言** ① 安全を確認し、**委員会を再開** ② 委員会開催日から日付が変わることにより**自然散会**

※ **議場（委員会室）から避難が必要となった場合**
議長（委員長）は、傍聴者をはじめとする議場（~~委員会室~~）内参集者全員の速やかな避難を図る。

○ **その後**、議長が必要と認めたときは、**議会本部を開設**する。

② 本会議・委員会が開催されていないときの対応

○ 本会議の延期（自然休会）など緊急を要する場合は、議会の運営を**議長**が**判断**する。

○ **その後**、議長が必要と認めたときは、**議会本部を開設**する。

○ 議会として必要な活動を行うため、**議員の安否を確認**する。

○ 議員からの**災害情報を収集・整理し、市災害対策本部に提供**する。

○ 市災害対策本部から**災害情報の報告を受け、議員に情報提供**する。

（2） 議員の対応

① 本会議・委員会開催時の対応

○ **議長又は委員長の指示**に従う。

○ **速やかに自身の安全を確保**し、被災者がある場合には、その**救出・支援**を行う。

○ **状況に応じて退庁**し、**地域での支援活動等を行う。**

○ 退庁後は、**安否及び居所又は連絡場所を議長に報告**し、**以後の連絡体制の維持**に努める。

② 本会議・委員会が開催されていないときの対応

○ **議長**が、本会議の延期（自然休会）など、議会の運営について**判断した場合は**、その判断に従う。

○ **自身や家族等の安全を確認**し、安全確保のため、速やかに安全な場所へ避難する。

○ **安否及び居所又は連絡場所を議長（本部長）に報告**し、**以後の連絡体制の維持**に努める。

○ 上記の連絡が不可能な場合は、むやみに移動せず、**自宅又は自宅付近の避難所等にとどまり、議長（本部長）からの連絡を待つ。**

○ **自身の安全を確保したうえで、地域の被災者の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力**する。

○ 必要に応じ、**議長（本部長）へ地域の災害状況及び避難状況等を伝達**する。

※留意事項※
市災害対策本部への災害情報の提供及び要望等は、原則、議会本部を通じて行う。

3 応急期における行動基準

（1）議会本部の対応

○ 災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、**市災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力**を行う。

○ 議員からの**災害情報を収集・整理し、市災害対策本部に提供**する。

○ 市災害対策本部から**災害情報の報告を受け、議員に情報提供**を行う。

○ 必要に応じて、**被災地、避難所等の調査**を行う。

○ 本部長は、議員の安否確認や議場の確保についての調整等、**議会として必要な活動が早期に行えるよう努める**。

（2）議員の対応

○ **自身の安全を確保**したうえで、各地域における被災地及び避難所等において**情報収集に努める。**

○ 必要に応じ、**議会本部に情報を提供する**とともに、**地域の一員として共助の取り組みが円滑に行われるよう協力**する。

○ **市民に対し**、知り得た**正確な災害情報を積極的に提供**する。

※留意事項※
市災害対策本部への災害情報の提供及び要望等は、原則、議会本部を通じて行う。

4 復旧・復興期における行動基準

（1）議会本部の対応

○　災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、**市災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力**を行う。

○　災害からの復旧・復興を支援するため、必要に応じて、**国・府・関係機関等に対する要望活動の準備**を行う。

○　本部長は、舞鶴市議会議事堂（舞鶴市役所本庁舎）の使用が不可能な場合（崩壊、危険、長期停電など）は、市災害対策本部と連携し、**議会が開会できる使用可能な施設（会議室等）の確保について調整**する。

○　本部長は、市災害対策本部等と連携し、**必要に応じて、議会本部会議に本部員を招集**する。

○　本部長は、議会が通常の機能を回復した後に、復旧状況に応じて、議会本部を閉鎖する。

（2）議員の対応

○　地域で活動している議員は、議会本部会議への招集があれば、**可能な限り、当該会議に参集**する。

5 議会事務局の対応等

（1）議員からの連絡における確認項目

○ 安否確認

○ 状況確認

○ 連絡可能な手段・連絡先の確認

（2）市災害対策本部との調整（議会事務局長）

○ 議会本部の庶務を統括し、本部長（議長）の命を受けて行動する。

○ 議員の安否を議会本部（議長）に報告する。

○ 市災害対策本部会議等に出席し情報収集に努めるとともに、議会本部へ情報を提供する。

○ 議会本部からの災害情報を市災害対策本部に提供する。

6 防災訓練

○ 議会は、災害等を想定した**防災訓練**又は**避難訓練**を行う。

○ 議員は、地域が実施する防災訓練や避難訓練には、主体として積極的に参加し、**災害時における自らの行動を検証**する。

○ 防災訓練を通じて、本マニュアルを検証し、必要な見直しを行うものとする。

7 その他

○　その他必要な事項は、議会本部（議会）で協議のうえ、決定する。